

平成24年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成24年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成24年9月12日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成24年9月12日	14時59分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧藺綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	7番	鳥飼勝美	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	農林環境課長	松雪靖弘		
	教育長	大串和人	まちづくり推進課長	天本正弘		
	総務課長	小野龍雄	会計管理者	毛利俊治		
	企画政策課長	木村司	学校教育係長	酒井智明		
	財政課長	城本好昭	生涯学習係長	原正行		
	税務住民課長	天本政人	図書館係長	城本直子		
	健康福祉課長	眞島敏明				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |         |   |
|---------|---|
| 日程第1    | 一般質問  |
| 1. 重松一徳 | (1) 都市計画区域の見直しと道路行政について<br>(2) 佐賀県東部合併について<br>(3) 役場内機構について |
| 日程第2    | 第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定について                                |
| 日程第3    | 第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第4    | 第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正について                      |
| 日程第5    | 第29号議案 基山町教育委員会教育委員の任命について                                  |
| 日程第6    | 第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号））            |
| 日程第7    | 第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）                               |
| 日程第8    | 第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                         |
| 日程第9    | 第32号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                        |
| 日程第10   | 第33号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）                            |
| 日程第11   | 委員会付託   |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

これより重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

皆さんおはようございます。

9月議会一般質問3日間にわたって行っておりますけれども、その最後を務めさせていただきます。6番議員の重松です。朝早くからの傍聴、感謝申し上げます。

私はよく、責任ある発言、行動しなければならないと日ごろ申しております。無責任な発言は町政に不信感を与え、ひいては信頼をなくします。まちづくりの基本は何かと問われたら、私はお互いの信頼関係なんだと思っております。ぜひ責任ある発言を町長及び執行部の皆さんにはお願いいたしまして、早速一般質問を始めます。

まず、質問事項1の都市計画の見直しと道路行政について質問をいたします。

6月議会で、私の一般質問で農業問題を質問しました。また、後藤議長は都市計画の見直しについて質問されました。今回はその続きとして理解していただき、具体的には長野地区の問題に焦点を当てて質問をいたします。

まず第1点は、農業振興地域の農用地、略称青地と言いますけれども。青地から白地への農振除外手続を簡潔に説明ください。

第2点に、佐賀県は農業振興地域整備基本方針を作成しておりますが、基山町の農用地、略称青地をどのような位置づけにしているのか説明をください。

第3点は、6月議会で市街化区域内に残存農地が32ヘクタールあるというふうに言われております。これが線引き見直しの障害になっているとの説明もありました。都市計画の用途別区域内のどこに主にこの32ヘクタールがあるのか説明をください。

第4点めに、長野地区の市街化調整区域内の農用地たくさんありますけれども、その地

権者の方が個別に農地転用をされております。町道千夫長野線沿いには運送会社の駐車場になっている土地がたくさんあります。6月議会でも指摘しましたけれども、今長野地区ではさまざまな問題もほかに発生しております。やはり、第4次総合計画やマスタープラン、第3次国土利用計画等に示された計画にのっとり地区計画の策定をして開発行為を行うべきではないのかと思いますけれどもどうでしょうか。

第5点は、当然開発を進めるためには道路行政は大変大事ですし、特に都市計画道路はその根幹をなします。都市計画道路の日渡長野線の延伸計画を具体的にどのように進めるのか質問いたします。

質問事項1の最後に、都市計画そのものが時代にそぐわないようになっていて議会でも指摘されておりますが、町内全域の都市計画全般を見直す時期に来ているというふうに思いますが、どのように思われますか質問いたします。

次に、佐賀県東部合併問題について質問いたします。

議員になりまして6年目になりますけれども、22回一般質問を今回まで含めて行っています。そのうち4回、この合併問題について質問してまいりました。今回は鳥栖市の民間5団体を中心に鳥栖・三養基の佐賀県東部合併推進の議論が今されておりますけれども、それを踏まえての質問をいたします。

第1点は、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会が5月に発足して月2回のペースで議論がされているわけですが、どのような議論が行われ、提言はいつ出すのか質問いたします。

第2点は、出された提言を町長は忠実に実行されるのか質問いたします。

第3点は、地区懇談会が実施されまして合併問題についてもさまざまな町民の意見が出されました。9月1日号の基山広報には掲載されておりますので、ぜひ目を通していただきたいと思っておりますけれども、この出されました意見を今後どのように町政に反映させるのか、お伺いをいたします。

合併問題の最後に、任意合併協議会の設立の動きが出た場合、町民の意思の確認をどのように行う考えでしょうか。質問いたします。

質問事項3として、役場内の組織機構について質問いたします。

第1点は、地域担当職員が6月から配置されましたけれども、職員の中に戸惑いがあるのではないのかというふうに思っております。どのように思われているのでしょうか。

第2点に、平成19年に課設置条例を改正して15課ありましたが、それを10課に機構改革しました。その後、平成22年に財政課を設けて今現在11課体制になっておりますけれども、業務の拡大と職員の減少により、業務の負担増と職員間のアンバランスが発生しているのではないのかと思いますけれども、どのように思われているのでしょうか。

最後に、今年度3月末には、来年の3月末という意味ですけれども。総務課長を初めとして5人の管理職の皆さんが退職されますが、昨年度は6人の課長が一度に退職するというところで業務引き継ぎの問題や、議会对応の問題、そしてさまざまな問題もありましたけれども。退職予定者の課長を1月1日付で参事に登用されて、そして新課長を1月1日付で発令されるということがありました。今回も5名の退職管理職の皆さんが退職されますけれども、今回も同様の扱いをされるのかお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。重松一徳議員の御質問にお答えを申し上げさせていただきます。

まず1項目めでございます。都市計画区域の見直しと道路行政についてということで。

(1)農業振興地域の農用地、いわゆる青地の除外手続はどのようなになっているのか簡潔に示せということでございます。

農業振興地域内の農用地の除外手続につきましては、変更申出書に変更理由書や周辺隣接者の同意書等を添付して提出していただきます。次に、町が農業委員会及び農協への意見を伺い、その回答を添付して鳥栖農林事務所へ事前調整を行います。そして農林事務所より事前調整完了の連絡があった後、変更に係る公告縦覧、変更協議を行い、同意通知を受け取り決定公告を行います。

(2)です。佐賀県は基山町の農用地をどのような位置づけにしているのかということです。

向こう10年間の農地利用を考慮して計画し、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業を推進することが必要と定められた地域ということです。

(3)市街化区域内の残存農地が32ヘクタールあると説明しているが、都市計画の用途別区

域内のどこに主にあるのかというお尋ねです。

用途地域別では、第一種低層住宅専用地域6.5ヘクタール、第一種中高層住宅専用地域5.4ヘクタール、第一種住宅地域11.3ヘクタール、近隣商業地域0.1ヘクタール、準工業地域1.4ヘクタール、そして工業地域7.5ヘクタールとなっており、第一種住居地域内の農地が最も多く残っておるということでございます。

(4)長野地区の市街化調整区域の農用地が個別に農地転用され、町道千夫長野線沿いが運送会社の駐車場になっているが、地区計画を策定し開発行為を行うべきではないのかというお尋ねでございますが、長野地区につきましては、今後も流通・工業団地としての需要が増すと予想されますので、地権者の同意も参考にしながら開発の手法を検討してまいりたいと思います。

(5)総合計画や土地利用計画で示している都市計画道路日渡長野線の延伸計画を具体的にどのように進めるかということです。

日渡長野線の延伸につきましては、今後地域の考えを伺いながら検討しなければならない事項だというふうに考えております。

(6)町内全域の都市計画全般に見直しを図るべきと思うが、どのように思うかということでございますが、都市計画の見直しを行うときには、まず町内の都市計画の現状を把握するため都市計画基礎調査が必要であります。都市計画基礎調査は、県がおおむね5年ごとに行うこととなっておりますので、県に実施していただくように要望してまいりたいということです。

2の佐賀県東部合併についてでございます。

(1)鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会ではどのような討議を行い、提言はいつ出すのかというお尋ねです。

地域ビジョン検討委員会では、現在構成市町の重点施策の比較検討、各種行政活動の現状分析を行いながら、各市町の特色やこの地域の中での役割を話し合っております。これをもとに、今後、鳥栖・三養基地域の連携強化に向けたビジョンの策定を行う予定でございます。今の予定では、9月末までには中間報告を、12月末までには最終報告をすることになっております。

(2)町長は、その提言を忠実に実行するのかということですが。

地域ビジョン検討委員会は、連携を深めるため地域ビジョンを検討しておりますので、連

携を深める事業であれば尊重していきたいと考えます。

(3)今回地区懇談会を実施して合併問題について町民の声を聞いたが、どのように今後の町政に反映するのかということでございます。

地区懇談会では、合併に関してさまざまな御意見がありましたが、最も多かったのは合併に関する情報提供がなければ、合併のよしあしを判断できないというものでしたので、今後合併に関する情報提供を行ってまいりたいと思います。

(4)の任意合併協議会設立の動きが出た場合、町民の意思の確認をどのように行うのかということですが。

現在のところ、行政が行う任意合併協議会設立という話はありませんが、もしそれが出た場合、町民の皆さんには先ほど申しますように情報提供をしながら、ともに合併について考えていきたいというふうに思っております。

3の役場内機構について。

(1)地域担当職員を配置したが、職員内に戸惑いはないかということでございます。

何分、初めての制度ですので、議員が懸念されるとおり職員の中には若干の戸惑いがあるかと思えます。今後、地域担当職員としての研修の開催や、地域担当職員の連絡会等を開催し、意見交換を行いながら情報共有を図ってまいりたいと思います。

(2)の平成19年に課設置条例を改正して機構改革をしたが、業務の拡大と職員の減少で業務負担増と職員間のアンバランスが発生していないかというお尋ねでございます。

確かに、平成20年度に15課を10課に統廃合し、平成22年度よりは総務課を総務課と財政課に分課し、現在11課といたしております。本年度、定員管理の見直し時に事業量調査等を実施し、適正な人員配置を行ってまいります。

(3)の年度末で5人の管理職が退職されるが、昨年同様、現課長を参事にするのかということですが。

これにつきましては、現在のところ私もそのつもりで考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。要点を絞って質問をさせていただきます

ので、よろしく申し上げます。

時間の関係もありますので、最初に質問事項3の役場内機構について、まず質問いたします。

地域担当職員については、鳥飼議員のほう詳しく質問されましたので、重複を避けさせていただきます。ただ私も、大変職員の中に戸惑いがあるというふうに思っております。その戸惑いの一つが、自分の仕事を持ちながら、そしてこの地域担当職員として配置された各地域の問題点も扱わなければならないと。どうしても平日の昼間に、例えば区長さんなりから連絡がくれば、自分の仕事もこなしながらしなければならないという問題があるのかなど。それと一つは、自分の住んでいる地域外の区の担当についている方が相当数いらっしゃいます。そうすると、まずその地域の理解もしなければならないというところで、なかなかその時間的余裕がないというところで戸惑いもあるのではないのかなというふうに思っています。これについては、ここではこれ以上聞きませんが、1点だけ。やっぱり執行部の皆さん町長を初め、やっぱり若干の戸惑いがあるんだというふうな認識だろうというふうに思います。どういう戸惑いがあるのか。まずその1点だけは確認させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

戸惑いの中で一番大きいのはですね。まず、いろんなことは書いておりますけれども。まず、その地域のために自分が何をやったらいいんだろうというのを、まず職員が戸惑いとして考えている部分があるようです。ただ、これにつきましては、やはりその地域に住んでいる職員はどのような問題があるということはある程度わかりますけれども、ほかのところに住んでいる職員はわかりませんから、そういうところは確かにそういうことはあろうかと思えますけれども。今後ですね、恐らく職員が地域と関わりを持っていく中で、その辺は解決していくものと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）



ぜひとも今後、研修会や連絡会、意見交換等も行うというふうに言われておりますので。ぜひそういう中で、職員のこの不安を解消する手当てをしていただきたいというふうに思います。これは、職員本人もそれに向けて勉強し、そしてまた地域に溶け込んでいくという努力をしなければならない面があると思うのですね。

それともう一つは、これは2点目にかかわる問題ですけれども。業務の負担増とかアンバランスが発生するのではないのかというふうに質問しました。平成20年度から15課体制を10課体制にして、22年度に言われるように財政課をして11課体制なのですね。平成20年度は、まだまちづくり基本条例ができていません。今から先、まちづくり基本条例を策定しようという段階で、いろんな町民会議やシンポジウム、そしてその後策定作業部会、策定委員会というふうに進み、そして23年4月にまちづくり基本条例制定されたわけですけれども。私は平成20年、この課設置条例の見直しをするときに、こども課をつくりましたね。大変私はこども課という発想はいいなというふうに思ったのは、いろんな課にまたがっているのをこども課に集約したというふうにも思うのですね。今、まちづくり基本条例をもとに、この協働いろんな取り組みされていますし、今言っていますように担当職員も一つはこのまちづくり基本条例の実践でもあるのですね。そうすると、私はこの課設置条例を見直す時期にきているのではないのかなというふうに思っています。一つは、協働推進、今係ですね。協働推進係を協働推進課に、課のほうに昇格させていろんなまちづくりに関すること、協働に関することを一つの課で面倒を見て、そして言われるように地域担当職員はそれぞれがそれぞれの課におりますので動きますけれども。やっぱり町民の意見なり、いろんな意見を集約するときには一つの課が責任持つてするという体制が一番いいのではないのかなというふうに思いますけれども。これ、町長のほうでいいですか。町長、どう思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まずこの15課にしたということ、これはとにかく当初から私も協働、協働というような言い方をしておりました。その協働の基本となるのは、やっぱり役場内だと思ってその体制づくり、いわゆる協業の、職員のお互い仕事を理解し合うというような、助け合うというような、そういう協業というようなつもりでこういうことをやったということをもっと申し上げておきます。

それから、見直し中はさっき申しましたように定員管理の見直しも当然毎年やらなきゃいけないわけでございますので、そういうこともひとつその時点でもこれと一緒にやっぱり課の問題も考えていきたいというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今、協働推進係は係長が1名に係の方が3名というふうな形ですね。私はぜひ、そこにどういうふうな配置をするのかは別として、やっぱり協働推進課にですね、きちっと格上げして取り組むと。鳥栖市の場合は、大きい体制ですので一概に比較はできませんけれども、やっぱり協働推進課なのですね。きちっともう独立していますね。これはぜひ参考にさせていただきたいというふうに思っています。

それから、(3)の質問ですけれども。

今回もまた新課長を1月1日付で発令し、退職予定の5人の課長を参事のほうに任命すると、発令すると、そのつもりですというふうに言われましたね。私は去年ちょうど今の、12月議会でしたかで、これは議論したわけですけれども、補正予算が組まれて。そのときに私賛成したのですね。一遍に11、12名の課長のうち、6名の課長が退職されると。いろんな不安、動揺もあるだろうし、引き継ぎ事項含めて難しい問題があるのかなと。そして退職される課長さんが、自分たちが補佐をしながら新課長をやっぱり支えるんだというふうに言われたのですね。だから私は、そのときには賛成しました。実際、その後聞いてみると、やっぱりいろんな問題があったんだというふうに伺っています。今回、私はこういうふうな質問をして、この中に6人の新課長といいますか1月1日付で発令されました課長が6人いらっしゃると思いますけれども。その課長さんたちに、この参事の扱いはどうだったのかというふうな、これ意見とか聞かれましたか。どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、ことしの3月に退職したその人たちには実際どうだったのかというようなことは聞けませんでしたけれども。現課長の6人には、私も一人一人聞いております。それによりますと、それはいろいろ問題もあったということだと思います。しかし私が聞いておりますの

は、やっぱり業務や議会对応などのその戸惑い、それに対する相談等に乗ってもらってよかったというようなことも聞いておりますし、また新年度事業、これは4月からの新年度事業これを作成するわけでございますから、まだそれに対する責任感といいますかそういうこともやっぱり感じられて、そういう面ではよかったというふうな答えを聞いております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

昨年度は、副町長はまだいらっしゃいませんでした。ことし4月から副町長いらっしゃるわけですけれども。昨年の場合はどうしても町長が一人で支える、そして新しく課長が大きく入れかわるといところで問題があったのですね。しかし今は、もう副町長もぴしっといらっしゃいますし。そして何よりも問題だったのは、指揮命令系統があやふやになったのではないのかなと。新課長を置くためには、係長の人を新課長に発令したわけですね。そうすると、本来役場の異動は4月1日付に発令するのですね。3カ月間係長が不在の職場が、早い話が新課長になったところは6人ですね。6職場は係長がいなかったのではないのかなと。そうすると、課長が真っすぐ係長を飛び越えて課員のほうに連絡をしなければならない、命令を出さなければならないと。職員のほうも係長を抜きに真っすぐ課長のほうにしなければならないというところでの一つは問題点。そして参事につきました退職予定の課長の方が、じゃあその係長の穴埋めをしたのかということ、またそうじゃないのですね。やっぱり課長経験者であり課長の補佐という立場で、新課長が質問とかいろんなことを聞かれたときにそれに対してアドバイスをしたというふうな体制だったのではないのかなと。そうすると、あえて今回またこの体制を組む必要があるのかなというふうに思いますけれども。町長、この辺までこれ検討されましたか、どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに見ておりまして、とにかく係長不在だということになっておるから、それはちょっと問題かなというふうには私も問題意識は持っておりました。その辺のところはまた一つのデメリットとして、また考えていかなきゃいかんと。どうするかはこれからまた考えたいと思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

参事職を置くとなれば、これは12月の補正予算に補正を組まなければならないというふうになりますね。当然その場ではまた審議なりしますので、その場でまたもう一回詳しく質問する形になりますけれども。やっぱりもう一度考えてもらいたい。今の体制、特に副町長もいる体制の中で、本当に参事職をしたほうがいいのかというのは考えていただきたいというふうに思います。ちょっとこれ以上ここに時間をとるわけにはいきませんので、次の質問に入らせていただきます。

都市計画区域の見直しについてと道路行政について質問いたしました。専門的な質問をしましたので、なかなか傍聴者の方、聞いている人たちは一体何のことかいと、青地とか白地とか言っていますけれども、何のことかというふうに思われるかもしれませんので、少しちょっと説明だけさせていただきます。

優良農地を確保するために国のほうが農用地等の確保に関する基本指針をつくっています。そして県が農業振興地域整備基本方針をつくっています。そして基山町は農業振興地域の整備計画をつくっています。簡単に言えば、国が基本指針をつくって、そして県が基本方針をつくって、それをもとに基山町は整備計画をつくっているというふうに理解してもらいたいと思いますけれども。そういう中で指定された農業振興地域の中に農用地として今後10年間、これはもう農地として守っていくんですよというのが青地です。農業振興地域の中に非農用地といって、6月議会で農地転用なんか質問しましたけれども、4条、5条で農地転用してもいいんですよというのが主に白地ですね。大きく分けてそういうふうに理解してもらいたいと思います。

そして私が今回質問したのは、長野地区にあるこの農業振興地域の中の青地ですね。今後10年間農地を守ってもらわなければならないというふうな土地が。これを農振除外と言いますけれども、青地から白地に変換するのを農振除外と言いますけれども。この農振除外が今回手続としてとられるところまでできました。そのときに、この理由が大型トラックの駐車場に変更したいというふうな理由でした。それで私は、私も農家ですので少しは知っていますけれども、この農業振興地域の青地を農振除外するには物すごく条件が厳しいというふうに思っていました。例えば、自分の農用施設、農業用の倉庫をつくるとかですね。あとどう

しても子供が分家をしたいというふうな特別な理由でない限り、この農振除外はできないというふうに思っていましたけれども。大型トラックの駐車場にするという、こういう理由で農振除外ができるのか。これまず第1点、質問いたします。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今の議員おっしゃりますように、農振除外というのは安易にはできないというふうに私も理解しております。しかしながら町長の先ほどの回答のように、まず農業委員会とか例えば農協、例えば意見書とか、そういうのを全部把握した上で、当然ここの町長回答の中にも先ほど申し上げましたとおり公告縦覧、ないし異議申し立て、これも縦覧につきましても30日、また異議申し立てについても15日ということで、本当にそれをクリアしなければ農振除外にはならないというふうに私も理解しております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そういう中で、今まで過去にもこの長野地区、農振除外をして青地から白地にして、そして今度は白地から農地転用して実際駐車場に変更されているところもあるのですね。どうしてこんなに簡単に農振除外ができたのですかと、農振除外された方に伺ったら「県のほうが基山町の、特にこの長野地区の農用地については、将来的には工場団地、流通団地、そこに向かってやっぱり開発が進めていくんだという中で、この農振除外もそういう理由で認められたんですよ」というふうな話も私伺いました。それで私も「ああ、一体これはどうなっているのかな」ということで農振除外の4条いわれるように、4条件とかいろんな条件があるのですね。それを調べていると、やっぱり行き着くところが、先ほど国が基本指針をつくって県が基本方針をつくって、市町、基山町が整備計画をつくったと。これは大きい、国がいろんな計画をするときには大体基本的にこういうふうに指針、方針、計画というふうになっているのですね。私もほかのスキームを調べたら。そしてそれが必ず整合性があります。全く整合性がないような県の計画を町が勝手にするということはありません。特にこういう農地とか国土の問題にすれば。そうすると、佐賀県が農業振興地域の言いましたように整備基本方針、この中にはもう簡単にしか書いていませんけれども、やっぱりこの佐賀県東部、こ

のインターチェンジの付近については将来的にはやっぱり交通の便にも恵まれておるということで、流通団地やいろんなのに開発をしていくんだと、なっていくんだと。しかしそうあったとしても、これは農業振興ですので、そうは言ったとしても農地は守っていくんですよというふうな、この相反するような意見も本当は書かれているのですね。そういう中で、私は今回の問題が出てきているというふうに思っております。

それで、少し専門的に聞きますけれども、残存農地が32ヘクタールあるというふうにあって、先ほどから説明受けましたね。議員の方、当然執行部の方も持っているだろうというふうに思いますけれども、基山町都市計画図いわれるようにずっと第一種の住宅地域からいわれるように工場地域とか書いたのがあります。今、基山町市街化区域が448.8ヘクタールですね。そのうちに32ヘクタール残存農地があるんだということで、今どこにどれだけあるというふうに説明しましたね。私もこの地図をずっと見れば、どこの地域にまとまってあるのかなど。なかなかこの地域に、例えば何ヘクタール以上この残存農地がありますよというのは基山町にはほとんどないのですね。例えば1反、2反とかですね。その辺がぼつぼつあるとか、まとめても4.5反とかその辺だと思えるのですけれども。どこの地域に、どこの区に、この残存農地が一番ありますか。これわかりますか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

議員がおっしゃいます残存農地が一番残っておる地域につきましては、おおまか小倉から長野地区でございます。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

確かに小倉、長野地区、まだまだ工場地ありますね。それで先ほど、住宅やっぱり専用地にどうしてもこの残存農地が多くあるんだと。それでどこにあるのかなというふうにずっと確認をしていたら、そんなにめちゃくちゃないのですけれども、例えば憩いの家の周辺、そして秋光川周辺、それに長野、西長野地区のドラッグストアがありますけれどもその裏の周辺、そして千塔のあの少し周辺。それに言われるように小倉の周辺なのですね。そんなにありません。工場地域については、先ほど7.5ヘクタールあると言われましたけれども、なか

なかないのですよ、まとめて。あるのはですね、これ見てもらえればわかりますけれども、弥生が丘地区の亀の甲ため池ですね。あの裏のほうから鳥栖地域までが、あそこは工場地帯なのですね。畑みたいにして山肌ですけれども。ああいうところが入っているのですね。ほとんどもうないのです。何で私がこうしつこく聞くのかといえば、基山町は先ほど言いましたように448.8ヘクタールのうち残存農地が32ヘクタール。割合から言えば7.1%なのですね。じゃあ、鳥栖市はどうなのかというと、鳥栖市の場合は市街化区域が1,874ヘクタール、そのうち残存農地、使われていない土地が159.4ヘクタール、約8.5%なのです。なんか基山が残存農地が32ヘクタールあるから市街化区域の拡大ができませんというふうな理由を今まで散々私も聞かされてきました。そうじゃないのですね、理由が。この辺、担当課長を含めて町長でもいいですけれども、どのように理解されますか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

確かに、基山町の場合の残存農地のパーセントは7%でございますし、鳥栖市は8%というのは承知いたしておりますけれども。じゃあそれが、どうやっていくのかということですね。市街化区域の拡大とかいうことだろうと思っておりますけれども、それにつきましては今後の大きな検討課題だということは常々申しておるとおりでございます。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

これはですね、私も含めて私の前の先輩議員も含めていろんな質問をされたときに、一つのネックになっていたのですね。残存農地があると。前回の質問でも、後藤議長の一般質問でもそういうふうに答えられましたね。違うのです。その熱意なのですね、開発する熱意。残存農地があったとしても、どこにどれだけの地域があればこれは個人開発はできますよ。基山町が今やっている開発は全て、この地権者の個人開発なのですね。例えば小規模団地、地権者の方が不動産会社の方と小規模な開発を進めていると。私たちが議会の中で質問しているのは、まちづくり基本条例やマスタープラン、それにのっとった基山町が開発を進めようというふうな計画を出している、その開発をどうするのかという質問の仕方をずっとしているのですね。それを、32ヘクタールあるからということで今までずっとごまかしをされて

きております。鳥栖市の場合はまだ残存農地があったとしてもできるのは、やっぱり鳥栖市の中で鳥栖をどのように発展させようかという中で、県とも交渉して、そして言うように優良農地がたくさんある鳥栖市の中でその優良農地の青地を農振除外して、そして農地転用して開発されたのですね。それはもうまさしくやっぱり熱意なのです。そうすると基山町が本当に今、基山町を発展させようかという熱意があるのかと。ここが私は問われているというふうに理解しますけれども。町長どのように思われますか。今までのずっと32ヘクタールがあるからできないんだというふうな回答も、町長もそれを追認されてきましたけれども。どのように思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、市街化区域の拡大とかいうふうなことについては、いろんな問題があることは確かだと思います。その一つがやっぱり残存農地、今むしろ本当に全国の日本の農業を見直そうというような動きもございます。そうしたときにやっぱり農地というのは大事にしなきゃいかんから、そう簡単に転用がというようなことはできにくいというようなこと、それもございまして。それから、市街化区域の拡大といっても本当にむしろその地区開発、さっきちょっとおっしゃいました地区開発ということに関しては、それはやっぱりそれなりのどういう企業へどういうというかこの企業がくるんだというような、そうしたはっきりした約束がないと、ただこの辺は工業地域にしますという、だから市街化区域の拡大をと言ってもなかなかそれはやっぱり「ああそうですか」と言うわけにはいかないと。そこは熱意とおっしゃいますけれども、やっぱりいろんな問題があると私は思っております。市街化区域にして虫食いになる、あるいはまた風俗じゃないですけどもそういうものが入ってくるとかそういうふうなこと、それから地価の問題いろいろ問題がございますので、その辺のところは総合してやっぱり考えていかなきゃいけないというふうには思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほど町長、虫食いになったらいけないんだと。まさしくそうなのです。今、基山長野地区見てもらえればわかりますけれども、千夫長野線のやっぱり道沿いのやっぱり条件がいい



ところが個人開発されて大型駐車場になっているのですね。もともとあの地域を、基山町は流通、工場の誘致のところというふうになっているのですよ。そういうふうになっているのです。しかし実際問題としては、個人の方が地権者が、開発をされてそして貸し出しをされているのですね。これこそまさしく私は虫食い状態なんだと。これをされれば、基山町が今後開発を全体的に進めていこうという障害になるというふうのを私ずっと今まで言ってきましたけれども、まさしくそういう状態なのです。それで、先ほど町長は今後地権者の意向も踏まえながら参考にしたいというふうに言われました。これはこの開発だけじゃなくて、日渡長野線の延伸問題にも実は同じみたいな回答なのです。やっぱり地元の意向を伺いたい。これ、この答弁どこかで聞いたことあるなと思って私もずっと調べていたら、私議員になりまして第1回目の質問したときに実はこの問題を質問したのです。そのときに、出された回答がですね、この日渡長野線の延伸問題もそうですけれども、地元住民の協力をいると。将来は延長実施の計画もしなければならぬとは思いますが、そこで本年度都市計画基礎調査を予定していると。これは5年ごとに行われる基礎調査。してみたいと、それを受けてこの道路延長も検討したいというふうに言われたのですよ。平成19年度にこの都市計画にかかわる基礎調査を実施されているのです。今回この6番目、町内全域の都市計画の見直しを図るべきなんだという中にも出てくるのです。都市計画基礎調査、5年ごとにやっているんですよ。これを受けてからと。じゃあ、平成19年にしたこの基礎調査はどのように活用されましたか。基礎調査のこの結果は受けていますか。だから私最初に言いましたけれども、やっぱり責任ある回答をされているんですよ、平成19年度に。全くそれが活かされていないじゃないですか。どうですか。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

都市計画の基礎調査につきましては、議員がおっしゃいますとおり平成19年度に佐賀県、それから鳥栖市、基山町で実施をいたしております。それにつきまして、6番のところ町長の答弁にありましたのは、やはりおおむね5年おきに基礎調査を行うということですので、そろそろその時期になっておるのでお願いを、あくまでも事業主体は県でございますのでそのお願いをしたいということです。

それで、平成19年度のその基礎調査がどう活かされたのかということにつきましては、マ

スタープランが平成18年度でしたので、ちょっとそのところのタイムラグがあるというふうには認識をいたしております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

もう何度も言いませんけれどもね、平成19年度に今言われましたように基礎調査をするからと。それで、それを活用していろんな角度から道路延長を検討してみたいというふうな答弁だったのですよ。それがまず生かされていないと。そして、これ再度聞きますけれども、じゃあ地権者の意向を参考にしながらとか地元の同意もとかいうふうな答弁されましたけれども、具体的にどのように進めますか。どのようにしてこれは地元の地権者の意向や、地元の意見を聞くつもりですか。どうですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この地区につきましては、まだ具体的にどういうふうな方法がいいかということは、具体的に検討はしておりませんが、今後はやはり県なり国なりと相談しながら、どういう方法がいいかということは検討していきたいと思っております。

それから、地元の意向につきましては、今若干そういう努力もされているということも聞いております。7区におきましては、まちづくり計画をされて以来ですね、皆さんで自分たちの地域を活性化していこうという努力はされておりますので、そういうものも視野に入れながら今後地元の意向も県と手法を聞きながらですね、どういうふうな方法で聞いていくのかということも含めて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

第三次国土利用計画、平成22年9月議会で可決したのですね。その最終日が9月の27日でした。平成22年の。それから、二日後の9月の29日に7区で第三次利用計画についての出前講座をしたのですね。これ何かというと、7区の人がこうして基山町の長野地区にこうい

ふうないろんな計画があると。第三次国土利用計画でもうたわれていると。どういうふうになるのかも含めて期待し、地元の要望も述べたいからと。ということで、その当時の区長さんがこの出前講座を開催したのですね。その出前講座には、その当時の企画政策課長、係長、まちづくり推進課長が参加されました。係長は今の木村さんですね。木村さんは参加されたのですよ。それはひとえに、地元の考え、地元の意向をこの出前講座で聞くということだったのではないのですか。私はここに全部そのときの資料等を持っています。国土利用計画出前講座資料、そして第三次国土利用計画の概要、これを示されて長野地区はこういうふうな計画もありますよというのも踏まえて説明されたのですよ。それに対して区民の方からいろんな意見が出されたのですね。それが地元の意向を聞いたのではないのですか。これは地元の意向を聞くというのは、町長とか副町長が直接その地域に出向いて意見を聞くとか、この区の意見や要望を聞くという意味ですか。違うでしょう。きちっとその任を受けてる課長なり係長が聞くのがこれも筋でしょう。また、一からやり直すのですか、どうですか。

**○議長（後藤信八君）**

木村企画政策課長。

**○企画政策課長（木村 司君）**

出前講座というのはですね、町の行政のいろんな施策について説明するというスタンスを持っておりますので、その際はそういう国土利用計画について地元の意見は確かに聞いておりますけれども、それを目的にしたものではございませんでした。我々として当時考えていたのは、まちづくり基本条例ができて、いわゆる地域でまちづくり計画をつくってもらってそういう中でいろんな提案が出てくるのが一番いいのではないかと考えておりましたので、7区のほうは私としましては、ことしまちづくり計画をつくって出していただいておりますし、今また地権者の方と色々な話をされているということを知っておりますので、そういうことを捉えて今後この地区の開発の問題について取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

そのときに、言うようにそういう計画を考えておりますという前提として先ほどから何回も言われている地元の意向、地権者の意見を聞くんだというふうに言われているのですね。

だから私はどういうふうな聞き方をしますかと、ここをはっきりしないと次のステップにいけないのです。基山町の今の行政はこういうふうに基本的には考えておりますけれどもというのをずっと言われますけれども、じゃあそれを具体的にどのように進めるのかという回答が全くないのですね。町長、この9月議会が終わったら早い時期にこういうふうな地元の意見、地権者の意見を聞く会合を、7区の方が地権者の方が設定すればそこに足を運ぶということで確認していいですか。どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まずその前に、私もやっぱりもう本当の、意向としては長野地区は開発の方向にあるということでございます。そのためには都市計画道路の必要性もあるんだという認識はいたしております。そういうことからして隣とも、これは正式な会合ではございませんでしたけれども、あそこに道路をつくれれば当然鳥栖市さんとの連結結線も必要だと、その辺のところ考えられませんかねというような話はしたこともございます。そういうことで非常に気になっているところでございます。

それからその同意といいますか、地域の方の意向ということをどう確認するかということでございましょうけれども。それはやっぱり地域でもあろうし、地権者の方でもあろうし、そういうところでやはり確認というかしっかりしたものをやっぱりつかまなきゃいけないというふうに思います。したがって、そういう場があればそれはもう私も出向くことはやぶさかじゃございません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

なぜ私がここをしつこくきいているのかというと、実は先ほども少し言いましたけれども、青地から白地への農振除外の動き。そして、農地転用の動きがあるのですね。それともう1点は、これ町長も御存じであると思います。物流総合効率化法という法律に基づいて、市街化調整区域でもこの流通施設の効率化を目指して、インターチェンジから5キロ以内だったら市街化調整区域でも建物を、冷蔵庫とかこういう配送センターとかをつくることのできるんですよという法律があるのですね。それに基づいて、今長野地区の言うように千夫長野線

の大型トラックの駐車場になっている市街化調整区域内、もともと建物は建てられない区域にこの法律をもとに建てようというふうな動きがあるのですね。私はそのこと自体に反対しているわけではありません。しかしあの地域で青地から白地へ農地転用をしたいというふうな地権者の方と話をする中で「ちょっと待ってください、今基山町がいろんな計画をする中でこの長野地区は全体的な開発も進めたいんだというふうな計画があるから、個人でちょっと開発するのは控えてもらって全体的な開発の中に入れてもらえないでしょうか」というふうなお願いも実は区のほうからも通してしてあるのですね。そういうふうなことをされながら片方ではこういうふうな、これは特例ですけれどもこの物流総合効率化法という法律をもとに、片方は建物が建てられると。もともと建てられない市街化調整区域内に建物が建てられるというふうな条件が今7区のほうにあるのです。だから7区のほうでは、片方はだめなんだと言いながら片方はいいんですよと、なかなかできないと。全体的な計画は基山町が持っている計画がわからないのですね。どのようにしたいのかと、あの地区を。だから地元のほうにも大変これ問題が心配だから、きょうは本当にたくさん来られていますけれども。みんなここは大変心配されているのですね。一体どのようにこの長野地区を基山町は考えているのかと。ここをもう1回町長、答弁をお願いします。どういうふうな考えておられますか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

長野地区、これはやっぱり私どもとしましては、やはり流通なり工場なりというようなそういうことが一つ今考えられることだというふうに思っております。しかしながらこれまた本当にさっきから出ておりますように、地域の方、あるいは地権者の方の意思を無視して本当にいいのかどうかというような問題。それから、もう一つはやっぱり一体的な全体を市街化区域にするというような、そういうのはやっぱり今の許認可は県でございますから、そういうことができにくいということ。といたしまして、やっぱり地域性なりあるいは今、時の流れなり、こういうことは県もやっぱり幾らかは考え方も変わってきているという感触もいたしますので。これから県のまちづくり推進課、ここに出向いてもらって勉強会をやろうというような、そういうことも今進めておりますので、お互いその辺は県にも知ってもらいたいところもあるし、私どももやっぱりその辺は踏まえなきゃいかん部分もあろうと思いますので、そういう勉強会をやっぱり進めていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ぜひ、この言われました勉強会、議員の私たちも勉強しなければなかなかこの専門的な分野でもありますので、知らない部分もまだありますのでそれは勉強したいと思います。

もう1点は、やっぱり地元の意向、地元説明。実は盆過ぎから、こういう問題が今あるから、やっぱりきちっと町のほうの意見も聞きながらしなければならぬというふうな動きが今ずっと出ているのですね。ただちょっと時間的なあれがあったものだから遅れていますけれども、もう7区のほうではすぐこの地元説明会をしておいていただきたいと。特に先ほど言いましたように、この物流総合効率化法これ地区開発する地元同意が必ず必要なのですね、これも。地元同意が出てくると思います。そうすると、地元がどのように考えているのかというこの意見も聞かなければなりませんし、いろんな問題が今ありますので。これ町長、できたら早い時期にというふうに7区の区長の方も考えられていますので、これ7区の区のほうから要請があったらもう、すぐいいですか。業務の都合でなかなか日程調整をしていただいてというふうに思いますけれども。これだけもう一回確認をさせてください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今おっしゃったのは、いわゆる先ほどから出ております地域地権者の方とのその話し合いとか、説明会というようなことでございましょうか。はい、それは私さっきも言いますように町のほうもちゃんと対応はいたします。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ぜひともお願いします。

それからもう1点。どうしてもこの開発に伴って、この日渡長野線の延伸、これはやっぱり同時進行なのですね。そうすると、第三次国土利用計画では基山町のこの農地、今から同様に動向が移るんだというふうな形で。農地の2ヘクタールが将来は道路になりますよというふうな計画が国土利用計画でうたわれていますね。これ私、国土利用計画のいろんな審査

の中でも質問しましたけれども、その2ヘクタールはどこですかと聞いた場合に、日渡長野線と白坂久保田2号線だったのですね。申しわけないのですけれども、塚原・長谷川線は入っていませんでした。だからこれも問題なんだということを言いましたけれども、基本的に基山町が今から先、この基幹道路の延伸計画は日渡長野線と白坂久保田2号線なのです。そうすると、見てもわかるとおり日渡長野線、あれは延伸しようと思えば、民家があったりなかなか難しい問題がある。しかし、金をかけずに延伸しようというふうな路線図も場合によっては計画もできるのです。この路線図の計画は、これは大変難しい問題が出ますけれども、町民の意向も聞きながら路線図は策定しないと白坂久保田2号線みたいな問題とかいろんな問題が出てくるだろうと思いますけれども。この路線図の計画の準備はされていますか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

長野地区のですね、今後開発されるであろうと予測しております地域におきましては、やはり日渡長野線の延長とそれから3号線道路を結んだ格子の道路網というのが不可欠ではないかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この場で急に答えてくれと言っても難しい問題があるかもしれませんが。必ずこの道路の延伸は必要になってくるのです、この開発をするためには。そうすると同時進行に考えなければなりませんので、今のうちからやっぱり一定の計画、設計は出していただきたい。これがいつ実行に移せるかは別ですよ、いつ実行に移せるかは別です。予算の関係もありますし、基山町の財政力もありますから。ただ、将来をこう持っていくんだというふうな、路線をつくるんだというふうな路線図、設計、これはやっぱり私はすべきだと。そうすると、ぜひともお願いしたいのが、来年度の予算にこの設計にかかわる委託料を組んでほしいと。そうしないと進みませんからね、どういうふうな基礎調査を。これをしていただきたいというふうに思いますけれども、これどうですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員がおっしゃりますように、非常に熱意はわかりますけれども。ちょっと今の段階では私のほうから回答はできません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

町長、ちょっと今の関係どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

設計まで予算づけをとということでございますけれども。この場で、じゃあもう確約はちょっといたしかねます。その辺のところは十分担当とも協議をしまして考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私なぜ今回これだけしつこく聞くのかと言え、やっぱりこの基山町のこのまちづくりも含めて、いろんな施策が滞っていると。具体的にやっぱり動いていないのですね。計画はしたけれども。だから、やっぱり一つのこれ起爆剤なので、基山町の今からの活性化の。今駐車場にされている市街化調整区域内の駐車場、雇用も生みませんし、固定資産税含めて税収も生まないのですね。だから今回、この物流総合効率化法で市街化調整区域内に倉庫やこういう物流センターができれば、これ固定資産税も生みますし雇用も生むのですね。これが基山町の活性化になっていくということもあるのですよ。ただ単に自分の地元のことだから何か質問しているというふうに言われたら、ちょっと心外ですので言いますけれども。ここをまず、ぜひ理解していただきたいというふうに思います。

あとですね、まだ聞きたいことがあるのですけれども。線引きの見直しですね。この都市計画に基づいての。やっぱり私はしなければならぬと。先ほど地図を出しましたけれども、これ昭和48年にこの市街化都市計画法が施行のもとにされて、その後第5回ぐらいですかね



ずっと改定されて拡大もしてきて、この総合公園も拡大されたろうと思うのですね。物すごく入り乱れているし、もともと家があったところもされて物すごく入り組んでいるのですね。これはもう見ればすぐわかると思います。これがやっぱり一つのネックにもなっているのですね。だから言われるように、塚原・長谷川線から下はもう市街化区域にしたほうがいいんじゃないかとか、この役場の前ですね、向平原地区ですね。ここも市街化調整区域なのですね。駅に物すごく近くてニュータウンと団地に挟まれて、ここ何で市街化区域じゃないのかと私も思うのですね。しかし、この図面から見れば市街化調整区域なのですね。市街化調整区域だったらやっぱり開発は難しいですよ。だからこの辺の問題含めて線引きの見直し。これは県とも最終的には調整をしなければなりませんけれども。残存農地の問題は別ですよ、あれはまた別ですけども。基山町が積極的にやろうと思えばこれ、する方向で検討できますか。まずその検討をすることが大事だろうと思いますけれども。これもう一回、再度確認させていただきます。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今御指摘の、あの何かでこぼこしたような市街化区域になっております。私どもとしましても、それもいかがかかと非常に気になるところでございますので、その辺は折に触れ県にも言っております。私も直接行って話すこともございましたし、県からもこちらに何か説明に見えたときに、それは私ども課長も一緒にみんなで市街化区域の見直しというようなことを言いますけれども。なかなかそれが進んでいないということ、熱意の問題ということに言われるかもしれませんけれども。ちょっと今の段階ではと。しかし、さっきから言いますように、やはり地域性ということもございまして、それから情勢も今変わってきておると、時勢が違ってきておるといような、その辺をもって辛抱強くまた私どももまいります。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

もう時間になりますので、またこの問題については再度どこかの場でまた質問させていただきます。

合併問題については、きょう時間がありませんでした。12月議会で詳しくまた質問します

けれども、1点だけ確認します。

任意合併協議会の動き、必ず出ます。これ間違いありません。おまえ100%自信持って言えるのかと言われると、私もちょっと不安ですけども。なぜかと言えば、佐賀県東部合併推進協議会、この目的は何かと言えば任意合併協議会を設立するというのが一番なのですね。この動きに基づいて、今の地域ビジョン検討委員会も実は動いているのです。最終的には、提言にまとめるかどうかは別として、これは議題として出てきます。そうすると、町長はそういう動きがないからということで回答余り詳しくされずに町民の意向も聞きたいんだと。必ずこの任意合併協議会の動き出たときに、基山町は平成13年、14年当時みたいに任意合併協議会から法定合併協議会に移るときには、抜けたとかですね、そういうことはやっぱりしたくない、したらだめだと思っています。その前にきちっと町民の意見を聞いていただきたいということで、これはまた別の機会で質問させていただきます。

どうもありがとうございました。

**○議長（後藤信八君）**

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前11時00分 再開～

**○議長（後藤信八君）**

休憩中の会議を再開します。

**日程第2 第26号議案**

**○議長（後藤信八君）**

日程第2. 第26号議案 町長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

全員協議会、そして町政報告でも述べられておりますけれども。固定資産税の課税の誤りについて町の責任者としての立場を明らかにするということで、今回100分の10の3カ月の減額のこの特例条例ということです。

3点について質問します。

一つは、これは町政報告でも出されましたけれども、還付加算金が145万2,900円あったと。

早い話がこの課税の徴収は誤りで、この対象者の方に還付加算金ということで145万2,900円払われたという計算です。基山町はその分損失したという見方にもなります。そうすると、町長は100分の10の減額と。この100分の10、3カ月間で町長のこの減額総額は幾らになるのかというのが第1点です。

それと第2点は、この100分の10の3カ月間というのは、これ町長自身が決められたのだらうと思います。そうするとその根拠は何かと。この100分の10の3カ月にした根拠は何かというのが第2点です。

そして第3点は、町政報告の中でも言われましたように再発防止の徹底をすると。そして職員一丸となって信頼回復に努めると。そのためにというふうに言われております。そのためには、再発防止策がきちっと作成されているのかというのと、この二重チェック体制とかいうふうな言い方もされておりますけれども。この再発防止に向けたマニュアルの作成、策定され、職員の方にこれ周知徹底されているのかと。そしてもし再発防止策が、そのマニュアルも含めてですけれども、防止としてきちっとうたわれているのであれば。全員協議会の中では箇条書きといいますか中身が出されていましてけれども、職員配付用として策定されているのであれば議会のほうに提示していただきたいというふうに思います。

以上、3点について質問します。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この100分の10の3カ月ということ。これは私もある程度のことを当然想定をいたしておりまして、あとは課長との懲罰委員会ですか、その辺でも協議をしていただいたということでございます。私も根拠というのは特に、これでというようなことは持っておりません、算出根拠というのは。そういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

町長の10分の1の3カ月につきましては、75万5,000円に対しての10%になりますので、その3カ月分で22万6,500円になります。

○議長（後藤信八君）

もう1点、再発防止の徹底マニュアル化。

天本税務住民課長。

**○税務住民課長（天本政人君）**

この件につきましては、再発防止策ということでマニュアルの作成、チェック体制ということで、今税務住民課内で作成をしておりますので、作成を一応最終的に確認、作成いたしました段階で提示をさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

まず1点目、総額22万6,500円ということで。私はここで、この金額は高い低いとか言うつもりはありません。最終的にこれ懲罰委員会とかのかけられたという中身ですから。しかし、何らか基山町がこういうふうに損失を被ったんだと。これ損失といいますか、これ税金なのですね。税金がやっぱりこういうふうに還付金として出されたことによって、町民全体が損失を被ったという中身でありますので。これについては、もう少し慎重に考えるべきだったのではないのかと。逆に言えば、整合性が少し少なすぎじゃないのかなというふうに思いますので、この辺はまた考えていただきたいと。それで根拠が、この100分の10の3カ月分にした根拠が別がないというのではないと思いますね。案外、何でもそうですけれども懲罰委員会、かけられたとありますけれども、県に伺って県のほかの動向も聞いたけれども、こういう事例がなかったからと。あったとしても、こういう線が妥当だったというふうにも言われますけれども。町長が自分の責任の重さを感じて、そして今回自分で自分を律するというふうな言い方でしたら、私はやっぱりその根拠を明らかにしたほうがいいというふうに思っています。

それともう1点。このマニュアル再発防止策、これ税務住民課がつくるべき問題ですか。というのは、これは今から先いろんなそれぞれの業務の二重チェック体制をしなければならないと。今回はそこはこういう事情で税務住民課の中にこういう何か発生しましたね。しかし、今から先基山町のこういういろんな業務の中で、二重チェック体制をやっぱり強化するというふうな中身でしたら、これは総務課長がやっぱりきちっとして全職員に対して今から先の業務のこのチェック体制の見直しという部分で私はつくるべきなんだというふうに理解していましたがけれども。そうじゃないのですか。どうですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、再発防止に関してのマニュアルの作成につきましては、監査委員さんのほうからも指摘をいただいております、それは標準化した全体的なものは作成するようにいたしております。その前にも各課においてマニュアル化できるものについてはマニュアル化しなさいということで指示はしておりますが、今回は総務課のほうでもまとめていきたいとは思いますが。今回の事案についてのマニュアルについては、専門的なものも入っておりますので税務課のほうでその部分については今現在検討をいただいているところでございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

今の重なるところあるかもしれませんが、数点お尋ねします。

今回の議案に但し書きがつけられたのはなぜか。要するに12月の期末手当にかからないような小細工をされておるのです。それはなぜか。

それからもう一つはですね、懲戒委員会。懲罰委員会という言葉が使われますが、これは懲戒処分だと私は理解をしています。そうすると基山町の懲戒処分規定というのは非常にわかりづらいというか曖昧で、基準が不明確で。懲戒処分というものは、特別権力関係に基づいてやるわけですか、町長皇帝ですから、あるいは天皇ですから。みずからやるというのは非常に難しいのですが。ただ、もう一つはですね特別職の報酬審議会、これは開かれたのか。

2点目。その意見はどうだったのか。

それから、コンプライアンスを強めるという発言をされています。この10分の1というのは新聞にも報道されておりますね。要するに今回この前もちょっと申し上げたのですが、懲戒処分の目的というのは本人を戒めるとともに、将来再び起こらないようにすることが目的なのです。個人の問題ではないです。組織の問題でもある。それが非常に不明確だし、今回いろんな、おやめになった何人おられたとかありましたけれども。一切職員に懲戒処分をされていません。懲戒処分に値しない処分はされていますよ。この前お伺いしたら、国と同じような懲戒処分規定があるんだとおっしゃいました。そこらあたりがですね、コンプライアンスの問題、私はずっと行政のコンプライアンスということについて議員になってから質問

を重ねてきていますが、非常に低いし、それを高めようというところが見られないのですけれども。それについての町長、決意といいますか考え方をお伺いしたい。

今およそ3点ですね。なぜ但し書きをしたのか。それから懲戒委員会、あるいは特別報酬委員会はどうだったのか、その意見はどうだったのか。コンプライアンスについて町長は本当にお考えなのか。この3点。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございませんけれども、但し書きというのはどこ。（発言あり）

○議長（後藤信八君）

指名を受けて発言してください。

○町長（小森純一君）

それじゃあコンプライアンスということでございますけれども。これはやっぱり法令順守と、端的に言えばそういうことだというふうに思います。しかし、法令を順守さえしておけばいいと、そういう問題じゃなくてやっぱりそこには公務員として、公僕としてやってはならないというような、やらなきゃいけないというような、そういうことが根底になって、そしていわゆる法令ということになっておると思いますので。その辺のところをしっかりと、やっぱり徹底させなきゃいかんということで先日も職員研修というようなことで、このコンプライアンスについて私なりのそういうふうな思いと、本当の職員に対する心構えというようなことの説明もいたしております。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず但し書きにつきましては、今回は町長の給料の特例ということで、手当までは反映はしないということで但し書きを上げさせていただいております。

それから報酬審議会につきましては、これは町長の責務で町長の判断によるものですので、報酬審議会は開催いたしておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

懲戒委員会は開催されていないということですが、特別報酬にかかわることです。それから一般の通念として、確かに懲戒権者ですから、町長を云々されることはないですけれども。普通であれば懲戒処分で、減給処分であれば当然通常はこの期末手当も全部給料、俸給ですからね、これはひっかかるはずなのです。それが、町民の皆さんの通念から理解していただけるかどうか。要するに、行政はこそくなことをやっているということに理解をされて、結局マイナスにならないかということです。

それからコンプライアンスについては、その内容は要するに行政というのはきちっと指揮・規律・団結、規律がきちっとしていないといけません。それをどう維持していくかということなのです。その手段が懲戒であるわけです。そこらあたりが、理解が不十分だなと。本当に今、その月額報酬ですからということですが、月額というのはそれ響いていくわけです。多分12月の期末手当は12月1日が起算日になっていると思いますけれども。そのあたりはね、普通の人だったらそう考えますよ。それはリンクしているものですから。そこらあたりおかしいのではないですか。それは課長が判断されたのか、町長が判断されたのか、特別報酬委員会が判断されたのかわかりませんが、もう一度お答えください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この条例、内容につきましては判例集等もありますし、その中からうちのほうでこの判例に見合った内容で提出をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

最後になりますが。それはね、判例って判例を何かしらないけれど、おかしいです。基山町のずっと町長の懇談会を見ていてもね、身内をかばうだけで、本来きちっと町民のほうを見ていない。見られていない。そういう誤解を与えかねないですよ。先ほどの木村課長の答弁にしてもそうですけれども、要するに自分らの自己保存態勢、自己防衛態勢だけをしっかりとっていて、町民のためにやろうという意欲は感じられないんじゃないですか。これは非常に微妙な問題というかですね、給与の特例あるいは懲戒権に関する事項ですから問題です。

れど、やはりもう少しきちっと理念を持ってお考えいただかないと具合が悪いということを申し上げて終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私ちょっと、事務的と言うか、町長の意志かどうかわかりませんがですね。第26号議案の題名についてお尋ねいたします。

町長の給料の特例に関する条例の制定。これ読みますと、町長の給料を上げるとの特例なのか、下げるとの特例なのか。この題名見ただけでわからないわけですね。それでこの他の市町村のこういうケースを見ますと、町長の給料の減額に関する条例と。それでこの題名というのは、この題名を見ただけでこの条例の新しいのが何なのかというのが類推、わかるようにすべき題名だと私考えておるのですよ。あえて、特例だから何の特例かわからない、中を見てくださいという意味の特例。そうした場合、上げるときも町長の給料を上げるときも特例の中に入るわけですね。私は本来の法執務上は町長の給料の減額に関する条例とすべきであると、私は考えておりますけれど。町長が特例とされたというのは、町長みずからの指示なのか、担当なり前例ということでされたのか。その辺だけ伺います。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

町長の指示を受けてはまず行っておりません。これにつきましては、議員のほうも御存じのとおり二つか三案の提出の条例の題目等についてはあります。その中で、先ほど議員のほうからも言われましたように、中の内容で明確にうたっておりますのでその形をとらせていただいております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そういうことだろうと思います。しかしですね、こういうことを明確な題名を今後つけられるべきと。町長から指示はなかったということですがけれども、事務担当者としてですよ、今後大事な町民にこの条例を公布するときに、特例とは何かい。給料が上がったとか下がっ



たのかわからないよりも、題名を見ただけで7割、8割の内容がわかるような題名を今後十分検討して制定等について考慮していただきたいということをお願いして終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

マニュアルの作成ということチェック体制が税務住民課でつくられているということですが、それは、内部の方だけでそういったチェック項目とかいろんな点検をされる、つくられるのか。それとも外部の意見を聞いて、県とかそれとかのそういった識者に、学識経験者に尋ねられて作成されるのか。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

マニュアルの作成につきましては、一応担当課で作成をしますけれども、以前に評価事務の担当をしておったものにつきましても意見を聞きながら作成をしていっております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回の件はですね、内々でこう言ったら悪いですがけれども、内部的な発想で外部との新しい血を入れずにやったことがですね、それからまた定期的に見直しを行わなかったと、基礎的な部分ですね、そういったことも非常に大きく関係していると私は思いますので、できればそういったマニュアルをつくられるとか、いろんなチェック体制をつくられるとか、管理のほうをつくられるという場合には必ずその外部の方を入れてつくっていただく。要するに、外から見た目で見てもらうということが一番私は大事かと思うのですよ。やはり根本的にどういうことで起きたかということ、やっぱり身内同士ではわかりにくい部分が多くあると思うのですよ。やはり外から見た目でどう見えるのか、自分の姿がどう見えるのかということが一番町の基本にかかわる根本なものですから、やはりそういった体制をとっていただくのが私はベストだと思いますので、ぜひその辺のところよろしく願いをいたします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第26号議案に対する質疑を終わります。

### 日程第3 第27号議案

○議長（後藤信八君）

日程第3. 第27号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっとこれ、地方公務員法の国の大きい法律とか、こういうふうに変ったから基山町もそれに準じてこの条例の一部改正をしたというふうに理解しておりますけれども。骨髄移植、また今回末梢血管細胞の移植ですね、これが例えば書いてあるように配偶者や父母、子供。自分の親族以外の方に、早い話が提供するときにはこの勤務時間とか休暇等に関するこの条例が、これを使用できるのですよという扱いですね。それで私もそんなにこれ詳しくは知りませんし、ただ例えば死亡時に臓器提供をするとかですね、日本には私も手続は、カードは持っておるのですけれども。例えば、骨髄移植にしてもこういう末梢血管の細胞の移植にしても、これアイバンクじゃないけれどもこのバンクに登録しておかなければですね、自分の型がどういう型なのかというのはこれ多分兄弟でも違うというふうな中身と思うのですね。だから、いやこれを実際使用しようといったときにはこれ多分そういうふうな臓器提供なり、この骨髄移植のこういうバンクですか、しておかなければこれならないのではないですか。そうすると、今基山町の職員さんの中でどのぐらいの方がそういうふうな手続をされていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今、御指摘のところはドナー登録の件だと思いますけれども。それに、ドナー登録を職員がどれだけしているかというのは、全くちょっと把握はいたしておりませんけれども。そういう今後手続もする職員は出てくると思います。その中で、いろいろな手続とか検査、そういったものが事前にやっぱり必要となってきますので、そういう時点で出てきた場合は特別

休暇が発生するというふうになります。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第27号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第4 第28号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4. 第28号議案 基山町防災会議条例及び基山町災害対策本部条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

基山町防災会議条例、基山町災害対策本部条例の一部改正についてということですが。この中で一つですね、3名をふやされることになっていますね。もともとの条例自体ですね、3名余分な人がいるんじゃないでしょうか。理由はですね、町長の機関であるのね。そういった位置付けでありながら、町長の部下職員からその中に入っている3名。これは本来、事務局なりその補佐としてあればいい話なのに、その会議のメンバーに入っている、でしょう。3条5項の(4)です。職員から人数書いてないけど3名のはずですね。これは平仄が合わない、委員のですね。要するに県の機関とかいろんな消防の団長とか入れるそのいろんなグループの団体の長を入れているにもかかわらず、これは基山町の職員が入っている。これは組織の構成に平仄合わないと思いますが、1点質問。

二つ目は、ただ単にふやすということは、この防災非常に危機管理上ふえるということは問題がある。もっとふやさなきゃいけないんじゃないか。要するに、小田原評定になりかねないし、船頭を多くして山に登る。危機の場合には少数の意思決定を補佐する機能のほうが非常に効率的である。そういう視点からものを考えられましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まずは第3条の4の4につきましては、町長がその部内の職員のうちから指名するものと

なっております。これにつきましては、対策本部副本部長であります副町長になっております。これはそういう形で町長以外を(1)から(9)の条例の中であいます18名で所属しております。それで先ほどありました、もっと減らすべきではないかということですが、専門家の意見等も聞くということで、幅広い範疇の中から委員を選抜しております、その条例の中で計上しております18名を選出いたしております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

副町長は対策副本部長になられるとか何か言うのとですね、その諮問機関に自分の部下が入ること自体が、組織の作り方がおかしいんじゃないか。こういうことなのです。

それから、私はずっと問題にしているのです、この有識者というのが今回3名の中に大学教授を考えてあると。それからあとは女性の代表とかですね、こういうふうに言われております。本当に、女性の代表でも素晴らしい方がおられると思うのですが、それが本当に大事なのですよ、老人会の代表とか。そういうことを単に有識者の代表という位置づけで、もってすることが本当に有効なのか、価値あることなのか。ただ意見を聞けばいい、今までいろんな委員会をしてもそういう充て職の人が発言されることほとんどありません。ただ報酬のですね、委員会報酬を出すことになると思いますけれども。私は、組織を混乱させるだけで無駄な費用だと考えています。もっと本当に、やっぱり有識者を選ばなきゃいけない。価値のあるように。（発言する者あり）

**○議長（後藤信八君）**

小野総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

これは提案理由の説明のときにも申し上げましたけれども、自主防災組織を構成する者、または学識経験者のある者とはということで、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研修者のほかボランティアなどNPOや女性、高齢者、障害者団体等の代表者等を想定して、法のほうが改正をされております。それにのっとりまして、現18名からうちのほうも3名をふやすということで、大学教授並びに女性の意見を反映させていただきたい、それから高齢者につきましては老人クラブ等の代表者等を今回考えておりますので。こういった法の改正に伴いまして幅広い意見を聞いて、地域防災計画の中に反映をしていきたいというふうに考

えております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私もこれ、何で今回出たのかなということで受けたのですけれども。やっぱり昨年3月の東日本大震災、これの対応で今のこの災害基本法ですか、がやっぱりこれじゃあ不十分なんだということで、これ50年ぶりに大改正をされたという中身で出てきているのですね。それで、先ほどこの今片山議員が質問されましたこの、18名から21名にすると。その中で大学教授、高齢者、女性というふうに言われましたけれども。本来は、自主防災組織を構成する者。これがまず第一にきているのですね。じゃあ、基山町の中に自主防災組織を構成している団体や人たちがいるかという、いるのですね。基山町の中にある大きな企業の中には、そういう防災組織を持っているのですね。そうすると私は、学識経験者もそれは必要かもしれませんけれども、基山町内にあるこの企業の中からこういう防災組織を持っている人を入れるべきではなかったのかと。というのは基山町、大きい企業が火災を発生したとかいう事例もありますし、年に何回か防火訓練とか避難訓練とかされているのですね。これは必ず、もし基山町で何か大災害が発生した場合は、相互的な援助ができる面もあるだろうというふうに思いますが、なぜ試みなかったのかというのが一つ。

先ほど災害基本法が大きく改正されたという中で、これは条例には直接関係ないのですけれども、市町村長も自衛隊の派遣ができるようになります。今まで県とかですね、県の要請を受けたとか何かあったと思いますけれども。基山町長が直接自衛隊の派遣を要請できるという中身の改正なんか。そしてもう一つは、これは大変大事なのですけれども、今基山町ももし玄海原発で事故があれば避難者の受け入れの協定結んでいますね。そうすると、こういう受け入れの相談を、協定結んでいるところは正当な理由がない限り公共施設を提供しなければならないというふうな義務づけが入っているのですね。基山町のこの公共施設の受け入れは、体育館とか保健センターとかいろんなのがありますね。その中に1区の公民館と7区の公民館も実は入っているのですね。ところが1区の公民館長、7区の公民館長、どれだけ理解しているか大変あれなのですけれども。これは断れないのですね。特別な理由がない限りは、必ず受け入れなければならないと。だから7区の公民館に、どこどこ地区の人たちを何十名受け入れるというようなのはもうこれ計画として全部ありますから。そういう人たちその辺

の説明含めてされているのかと、きちっとですね地元。少し、この条例とは関係ない中身も言いましたけれども、この3点について質問します。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今回、人員の見直しにつきましては先ほども言いましたように防災計画の中に反映していく考え方の意見を幅広く聞きたいということで、防災の専門につきましてはやっぱり消防担当の部分のところから大きな意見を聞くと。企業につきましては、またその範疇の中でいろんな説明をしながら意見を聞いていきたいとは思いますが、今回の委員の中に企業のほうは考えておりません。

それから、今回の改正につきましては議員の御指摘のとおり東日本大震災を受けての災害対策基本法の見直し、大幅な見直しが行われておるわけで。特に大規模広域災害についてですので、一番は先ほどそういった大規模災害対策、広域の対策に対して強化を図るという面からの一つとして先ほど御指摘ありました自衛隊の派遣については、町長の特に危険性を感じた時点では、危険が発生して大規模な災害が発生した場合は自衛隊の派遣ができるようにはなっております。その辺はもっと詳しく内容を、今の対策法の改正とその下の施行令等もありますので、うちのほうもその辺はもう少し研究していきたいと思えます。

それから原発避難の協定につきましては、現在は臨時的に1区、7区も含んだところで、うちにつきましては七山地区が全員基山町に避難するような、臨時の案でつくられております。今度この辺の法が改正されますので、法にのっとってまた新たな基準等ができてくると思いますが、それも含めまして関係区、関係区でなくても区長さん方にはその辺の説明はもう少し明細に行っていきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第28号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第5 第29号議案

○議長（後藤信八君）

日程第5. 第29号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○9番（片山一儀君）

文書用語で恐縮なのですが、議案に提案理由がないですね。私はずっとそれを言っているのですが、要するに議会で審議をしなきゃいけない事項は提案理由に基づいてやらなければいけない。なぜそれが必要なのか。なぜそれがね、目的は何なのか。それが明記されないといけない、これは後で次の議案のときに言いますけれども。そこらあたりが出て、なぜかというのが議論の対象になるんだと思うのです。それが1点の質問。

2点目は、すばらしい方と思っていますが、本当に今回商工会長になられたのですよ。そこらあたりで、職務の可能が教育委員会が制約を受けないでしょうかという、ちょっと疑問があるのですが。そこらあたりをお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この人事案件についての提案理由は、今までそういった内容で御提案申し上げ提案理由等はつけておりません。これは町長のほうから提案の理由を本会議で説明されておりますので、そういう認識であります。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

商工会長との兼務で制約受けないかというお尋ねでございますが。事前に十分に協議をいたしまして若干難しいところもあるけれども、やはりそういう職責も十分に果たしていきたいという強い御意志がありましたので、私たちも無理を承知で受けていただいたというところでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第29号議案に対する質疑を終わります。

## 日程第6 第34号議案

### ○議長（後藤信八君）

日程第6．第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度基山町一般会計補正予算（第3号））についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。重松議員。

### ○6番（重松一徳君）

第34号議案、この専決処分ですけれども。この専決処分の理由、23ページ。過年度の固定資産税に還付の必要が生じ、一般会計の予算に補正が急務なため。専決処分の理由はこれですか。専決処分するためには、これは公示しなければなりませんね。公示ということは、基山の場合は基山の役場前の掲示板、あそこに公示をするわけですけれども。この専決処分をした理由は、この理由だけですか。違うでしょう。まずここを一つ確認いたします。

### ○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

### ○財政課長（城本好昭君）

専決処分の理由についてのお尋ねですけれども、第一義には過年度の固定資産税に還付が必要だということが補正の第一の理由でありますので、こういう理由にしてあります。

以上です。

### ○議長（後藤信八君）

重松議員。

### ○6番（重松一徳君）

7月31日に専決処分をしたということで公示されましたね。この公示の理由はこれじゃなかったでしょう。私も確認しています。議会に諮る時間的余裕がなかったからというのが専決処分の理由なんですよ。こういうふうに文書はなかったのじゃないですか。

### ○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

### ○財政課長（城本好昭君）

それはですね、告示の23ページにありますけれども、資料がですね。自治法の179条1項の規定によりまして議会を招集する時間的余裕がないので専決処分するというふうに提示をしております。



○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

そうすると、本当に時間的余裕がなかったのかというのが出てくるのですよ。専決処分を本当にしなければならなかったのかと。書いてあるように、じゃあ固定資産税の還付に必要が生じ一般会計の予算に補正が急務と。還付は必ずしも本来は7月31日に全員協議会でもされましたけれども、それは早くしたいんだというのはわかりますよ。しかし、平成10年度からでしたか、この固定資産税を課税の誤りで。ずっと今日まできている中身なのですね。まずこの原因をきちっと明らかにして、そしてすることが本来大事な中身だったのではないかと。それを受けて還付の手続に入ると。だから住民説明は7月31日時点からしてもよかったのですけれども、還付の手続については議会の承認を得てからしますからと待ってもよかったのではないのかと。必ずしも専決処分をする理由には、私はこれは理由に入らないと。議会にかかる暇が本当になかったのかというふうに思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

こういう町の課税誤りとかに関する案件につきましては、一日でも早く住民の方に説明をして解決をしなければならないということもありますし、還付加算金につきましては一日遅ければその一日分だけ利息がかさむということで、それがありますので原因の究明とかができれば直ちに予算の裏づけをして住民説明、還付の手続に入りたいという状況でございました。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

3回終わって済みません。還付金は年率計算なのです。一日、日々の計算じゃないと思いますよ。日々でもしますか。年率の日々ですか、年率の日数によつてのそういう意味の日々ですね。もうこれ以上は言いませんけれども、もういいです。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、議案書の25ページ歳入歳出予算補正、ありませんか。

事項別明細、承認入ります。

補正予算第3号の事項別明細書、3ページ。（「終わったのですか」の声あり）ないって言ったから、そのまま事項に進みましたけれど。第3号のほうですよ。専決のほう。まだ専決ですよ。

3ページ、歳入、繰入金、財政調整基金繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、歳出、町税費、賦課徴収費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第34号議案に対する質疑を終わります。

30号ですが、ちょっと切りが悪いですので、ここで1時まで休憩します。

～午前11時45分 休憩～

～午後0時59分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

#### 日程第7 第30号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7. 第30号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。松石議員。

○12番（松石信男君）

歳入のところでも地方交付税の件ですが、御存じのとおり国のほうで特例公債法が成立していないという中で県とか各市町村に対して地方交付税を交付しないというか、遅れるというか、そういうふうな動きがあるとは思いますが、確実に入ってくるのか、この辺どうなのかちょっと説明をお願いしたいと。遅れて入ってくるといろいろあるかもしれませんが、どうなっているのか説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

現在のところ、県から来ている通知によりますと県の交付税については3分の1に減額をされるそうですけれども、支払いをですね。町については、算定どおりに交付をされるということで通知がまいています。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

ちょっと議長何で8ページに飛ばされたのかわからないのですが。30号議案について、ちょっと質問をいたします。

本当に単純な質問なのですが、一つこの議案書だけは何で第1条、2条となるのでしょうか。この質問をいたします。

それから、いつも言うことですが提案理由がないですね。町長は口頭で説明されたのです。なぜそれが文書にならないのか。要するにですね、いつもより今事項別明細を一つずつチェックすることも価値があると思いますけれども。我々はその事業が、例えば住宅リフォームがなぜ必要なのか、なぜそこに予算をするか、それを審議するのが議案審議じゃないですか。それが全部提案理由になってこなきゃいけない。要するに事項別明細書は、財政課長に聞けばよくわかるのだけれど款項は全然動かさないようになっています。国がお金を把握するために、お金を出すために、一切これは変えられないですね。いろんな所に分けていくのですよ。ところが、我々が審議しなければいけないのはどこに何が使うかだけれども、どういう事業がどういう必要性があるか、それを提案理由でちゃんとしていただかなきゃいけない。

先ほども総務課長が、町長が口頭で提案理由を説明しましたとおっしゃったけれども、要するに行政だけ文書の重要さをわかっていないと私は思うのですね。それはね、総務課長さんが若いころに勉強していないからですよ。40年で得た総務省の文書、あるいは基山町に文書規定がありますね、なぜ1条になっているのか。町長の町政報告も次々となっています。照合ができない、番号が振ってあれば1の(1)はどうだ、照合ができるのです。要するに、本当に基山町文書が、あるいは計画がね、私には理解できないのですよ。若いときに鍛われてないからだと思うのですけれども。そこあたりを、まず一つはなぜこれだけ条を使っているのか。提案理由を文書にできないのか。それを教えてください。

**○議長（後藤信八君）**

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

補正予算の提案様式につきましては、地方自治法の施行規則第14条に規定をされておりますので、それに沿いまして提案をさせていただいております。それによりますと、第1条、2条というふうに条立てをしてありますし、その中には提案理由もございませんので、その様式に沿いまして提案をさせていただいております。

以上です。

**○議長（後藤信八君）**

ちょっとお待ちください。もう一つ回答を。小野総務課長。

**○総務課長（小野龍雄君）**

提案理由につきましては、前回も御指摘いただいておりますので、県のほうに提案理由の説明があるかということで尋ねておりますけれども、提案理由についての原則的な理由はないということで回答をいただいております。

**○議長（後藤信八君）**

片山議員。

**○9番（片山一儀君）**

県がどうかじゃないのですよ。いいですか。今、財政課長お答えになった、第1を使ってあるから。文書はですね、基山町の文書規定見られましたか。これはなぜ、この予算だけ1条、2条と使うのですか。そこらあたりはね、しかも提案理由が書いてないからじゃないのです。我々がしつように議会で審議をしなきゃいけないのはなぜか。予算をどう配った

かじゃないのですよ。その配った理由がなぜかということが大事なのですよ。あなた事務でやられている。あなた事務です、分けるのは事務です。それが、なぜそれが必要かというのは企画なり、あるいはそれぞれ所掌課がそれぞれあると思うのですよ。その全部でなくても大事なこと、要するに私が言う、自治事務だけは少なくとも、なぜか。WHY TO DO っていうの、なぜか。どういう目的でどうするのかを我々が政治的に議論しなきゃいけないのですよ。いつも国のやつは全部目的が決まっていて、必要性も審議されてから、それが法案になって事業になって全部出てくるのです。そのために支出金があったり負担金があったりするのですね。町は町で、県がどうしよう関係ないじゃないですか。町自らが考えなければ、私それずっと言ってきたのだけれど、それを無視している。だから町長の町政報告にしろ、今回の1があってその1に①が書いてあります、文書にね。ちょっと事例今すぐ覚えていないけれども、文書見てください。1があってその次は(1)じゃなくて①って書いてあります。こういう文書がありますか。全文書は総務課長の責任です、所掌事項です。何かの報告書であったと思いますけれども、今回の資料の中に1、①ずっと書いてあります。1、(1)が文書規定に書いてあります、基山町の。これは注意喚起のために私が質問しているわけですから、基山町の文書業務が行政がよくなるために言っているわけですからね。もうちょっと総務課長、真摯に反省してください。県に聞いたからって、県の部長に聞いたのですか。事務官に聞いただけじゃないですか。課長に聞かれましたか。県に聞いたというのは、言い逃れにしかすぎない。県知事に聞いたのですか。事務屋さんが事務の手続したと答えただけだ。少なくとも基山町の主要なブレーンである総務課長がですね、みずから考えていたかなきゃ基山町はよくなる。よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、ちょっと先ほどに続きで。県は3分の1しか入ってこない。今のところですね。という話だったのですけれども。うちはもうこの補正の2億7,900万ですね、これも全部入ってくるということの、そういう答弁だったと思うのですけれども。そうしますと、これはちょっと老婆心ですけれども、いつ入ってくるのですか。9月末なのですか。地方交付税は年に4回に分けて入ってくるのですかね。ちょっと心配するもので、県が3分の1しか入ってこないで、じゃあ町は確実に入ってくるということならそれでいいのですけれども

ね。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

通常通り9月にも、通常既交付額の2分の1とかですね、決定額から既交付額を差し引いて2分の1にした額が入ってくるというのはもう決まっております。県のほうは、その資金をどうするかというと、県は一時借入金でしのぐという通知が参っています。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかに第30号議案の第1表、第2表まで含めてありますか。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

第2表です、小さなことです。地方債の補正です。臨時財政対策債、今地方債はほとんど臨時財政対策債が占めていると思いますけれども。ここに3億1,561万の補正減に3億5,400万の増額になっていますけれども、この利率ですね。利率が5%以内となっているのですよ。過去から相当前、一番高いところは7、8%ありましたから、そのときは大体10%以内ぐらい買っていたのですよね。今の金利情勢からいくと、財務省あたり1.1%ぐらいで、民間資金でも1.7ぐらいだろうと思うのですよ。あえてここまで、5%以内いいですよ4.9%の資金でも買っていいですよという議会がお墨つきをつけるということですね、この5%以内と書くのは。やっぱり現状の金利情勢から見て、地方債としては、町長としては極端な言い方すると2%以内で抑えますよと、そういう意志表示をすべくここに5%を書くというのももうそろそろその辺は考慮していただかないと、町長は5%以内で民間金融機関の借り入れも1.7ぐらいのも5%以内で買っていいですよと、議会は承認与えたようなことになりすからね。金利のこの5%をですよ、2%以下ぐらいにあえて、どうしても金利情勢が高くなりよるときは、それはまた改正はしていいですからね。この5%以内というのを、新しく財政課長になられた城本課長としてはですよ、前の課長からずっとやっていたじゃなくて、こういう小さなところから見直しをしてほしいと思いますけど、どうでしょう。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

御指摘をいただいたとおり、ここ数年利率というのは1%台、4、5年前を見て3%弱というのが最高の利率でございます。5%というのは、17、18年ぐらいにいたものが4%とか5%とかあったのですけれども、景気によって利率は左右をされますので、状況を見ないとはっきりしたことはわかりませんが、検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。第2表の地方債までよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

では、事項別入ります。

事項別明細書3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目、町民税。ありませんか。3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、1款2項1目、固定資産税。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1目の固定資産税ですね。現年課税分ですけれども、2,200万減額になっています。これは今回の課税誤りとの関連性というのは、どうなのでしょう。その点、お尋ねします。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

ただいま御質問の今回の課税誤りとの関連だけを申し上げますと、その関連ではなくて理由は今回の平成24年度は評価替えが23年度でして24年度から新しい評価替えで、評価額で課税をしております。その中で、家屋につきましてはの当初予算の見込みをしておったわけなのですが、当初予算の見込みよりもかなり実際評価替え後の額が下がったということで、今回減額の補正をお願いしております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。では、5ページいきます。

1款3項1目、軽自動車税。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、1 款 4 項 1 目、町たばこ税。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、2 款 3 項 1 目、地方道路贈与税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、8 款 1 項 1 目、地方特例交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9 ページ、9 款 1 項 1 目、地方交付税。久保山議員。

○2 番（久保山義明君）

ここも所管なので委員会でも聞けることなのですからけれども、町長にお尋ねいたします。今回普通交付税に関して約7,000万円の減額と、合計するとですね。この7,000万円というのは、私たちから考えるとちょっと異常な数字だと思います。町長自体どのように受けとめていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

昨年よりということですね。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

補正後の額と23年度の実績と比べた場合については、7,000万円の減額というふうに説明を申し上げたのですけれども。この主なものにつきましては、道路橋梁費、高齢者福祉費、地域振興費の単位費用の減というのが主な理由でございます。ですので、基山町としてどれがどうなったということじゃなくて、国の方針として道路に係る費用がこれだけに抑えられたということの結果でございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2 番（久保山義明君）



この説明のときに、昨年より7,000万円減額というふうなことをさらっとやっぱり言われるのですよね。そんなにさらっと言うべきことかなというのが私の中ですごく気になっていましたので。これについて、その国がどうこうというよりも7,000万円減額されたことについて、町長自身どう思っているのかということをお聞きしたかったわけです。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに7,000万円というのは大きゅうございます。これは本当に財政の運営上大きな問題だと思いますけれども。これはどう思うも思わないも、やっぱり国の施策ということでこういうことになったと。これをどうするのか、国にクレームというか言っているものかどうか。その辺のところはちょっと私は考えてはおりません。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。いいですか。9ページおわります。

10ページ、11款1項1目、農林水産業費分担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、11款2項1目、民生費負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、12款1項4目、土木使用料。ありませんか。林議員。

○11番（林 博文君）

これの14万5,000円については、弥生が丘の温浴施設の工事の使用料の道路使用分ということですが。この後、16メートルが温浴施設の中に入っておるわけですが、そこは名前が山楽ということで決まったようですが。メークスはその土地はずっと借っていくわけですか。道路の工事期間中だけをこの使用料として上げられるわけですか。占有料としてですか。その辺どうなのでしょう。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この土木使用につきましては、2社ございまして1社は工事を担当する会社ですね。それからもう一つが先ほど議員おっしゃいますように道路予定地のところでございます。道路予定地につきましては、道路が建設されるまでは貸す予定で覚書を締結したところでございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

現在この14万5,000円というのは、これは工事期間中ということでちょっと私聞きました。その後は、基山町がいつもやっぱり塚原・長谷川線の道路問題が出ておりますが、そこに16メートルが結構幅も縦も長くあるわけですが。このメークスに売っていない道路の分として残している分ですね。そこが、たまたまこの弥生が丘温泉施設の中に私は入っていると思いますが。その点は、あとの利用はメークスのこの山楽はしないわけですか。それとか、その道路の使用料というのですか、そこに何か駐車場とかあるいは何か施設とかはつくる計画はないわけですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今回お貸しする分は、開業に伴います進入路に係る道路予定地に係る部分でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それと、さっき最後のほうに言いました基山町が残しておるこの温浴施設の中は、西と東の真ん中を通っていますね。そこの道路の分については、今後貸す予定とかそういうのがあるかということです。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

どうも失礼いたしました。そこは、現況のまま貸す予定はございません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。13ページいきます。

13款1項1目、民生費国庫負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14ページ、13款2項1目、民生費国庫補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、13款3項3目、総務費委託金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、14款1項1目、民生費県負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、14款2項2目、3目、4目、5目、8目、県補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、14款3項1目、6目、委託金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

19ページ、15款1項2目、利子及び配当金。ありませんか。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私、何回もこの基金の運用についてですね、ここで施策的な運用を図っていただきたいということで、私初めて180万円の財産収入基金を運用していただく、国債を購入ということで非常に課長の努力は伺えるのです。結局基山町の全ての基金で大体今、借金が65億円で起債が60億円で30億円の基金があるのですよね、基山町に。それでいろんな土地開発基金とかそんなに動かさない基金あたりでも約、通常の基金が26億円あるのですよ。この基金をですよ、今まで全く運用されていなかったのですよ。端的に言うと、私が調べたのですけれども、平成23年度の決算で金利だけで155万5,000円なのですよ。平成22年度が280万円、平成21年度が400万円。30億円近い金があって、多い時で400万円、平成23年昨年度には150万円しか

金利運用やっていないのですよ。貴重な町民の財産である基金を全く運用がなされていないということは、私は国債とかそういうものを買って金利運用に図っていただきたいということをお願いしておきましたけれど。今度20年ぶりの国債購入ということで180万円出ております。これはおそらく、福祉振興基金というのは現在2億1,900万円ぐらいありますけれども、幾らぐらいをこの国債を購入されて何年物の国債で利率が幾らか教えてください。

**○議長（後藤信八君）**

毛利会計管理者。

**○会計管理者（毛利俊治君）**

今回福祉振興基金で購入しました国債は、銘柄名が利付国債20年の第61回という国債でございまして、額面は2億円で利率が年利1.0%で残存期間が11年のものを購入いたしております。

以上です。

**○議長（後藤信八君）**

鳥飼議員。

**○7番（鳥飼勝美君）**

ありがとうございました。普通の金利は、通常のコ利は0.01%なのですよね、うちの基金が入ったのは。昨年度同じ福祉振興基金が今180万円で、昨年1年間で運用されたやつは8万2,000円なのですよ。8万2,000円で会計管理者が県の国債を買うと180万になるのですよ。これが今、結局福祉振興基金全く支出しないのですよね。しないということはないでしょうけれど、普通からしますとほとんどしないのですよ。このほかにもあるのですよ。文化体育振興基金が1億円、ほとんど何も使っていないのですよ。1%でやって約100万円ですよね。それとか、土地開発基金が2億7,000万円あるのですよ。1%として270万円。いろんな振りかえ運用とかできない分もあると思いますけれど。こうして大きな基金があつて、昨年度で決算で150万円しか財産運用はしていないのですよ。これは福祉振興基金だけで180万円の運用があるのですよ。今後のですよ、監査委員の報告にもありましたけれど、繰上償還も含めた金利の削減と、やはりこの繰上償還も含めたですね、それと今の基金を、とりあえずここは基金のことですけれど、今後の基金を0.01%から少しでも今の1%という話があつておりましたように、ほかの基金もこういうことで随時私としてはできる限り基金運用をして財産収入を上げて、町民の財産を少しでも町に還元してほしいというふうに思っておりますけれど

ど。町長、その辺は御検討なり会計管理者とお話とかされてあったと思いますけれど、その辺お考えありましたらぜひお願いしたいと思いますけれど。町長から。

○議長（後藤信八君）

毛利会計管理者。

○会計管理者（毛利俊治君）

基金の資金の運用につきましては、やはり国債の運用が利率もいいですので、もちろん運用していきたいと思っています。それで、運用に当たっては国債とといいますか債券の安全性と流動性と収益性のこの3点を考慮しながら運用を今後図っていきたいというふうに思っています。それで鳥飼議員がおっしゃいましたけれど、今回の補正には間に合っておりませんが、既にあと2件ほど国債を運用いたしておりますので、それにつきましては12月議会のほうで補正をまた上げさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

御指摘のように、やっぱり基金運用、これは大事な部分だろうというふうに思っておりますので、いろいろなまた絡み、しがらみもあろうかと思っておりますけれども、できるだけそういうことで運用していきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

ありがとうございます。これは大事な20億円の繰り上げができる基金がありますので。単純にいけますと26億円を全部国債とはいきませんが、できる限り債としては1%としても2,000万円になるのですよ年間。端的な概算でいくと、2,000万円を昨年度は150万円しかつくっていないのですよ。2,000万円ありますと、水車あたりは3基も買えるのですよね。やっぱりこういう努力をしていただくように、ぜひお願いして終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。20ページ、16款1項1目、教育費寄附金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、17款1項1目、2目、3目、基金繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、17款2項2目、4目、特別会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、18款1項1目、繰越金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

24ページ、19款4項4目、民生費受託収入事業。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

25ページ、19款5項3目、雑入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

26ページ、20款1項4目、臨時財政対策債。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出入ります。

27ページ、2款1項1目、2目、3目、4目、5目、次のページの6目、9目、12目、14目、28ページまで。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

29ページ、2款2項2目、町税費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

30ページ、2款3項1目、戸籍住民台帳費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

31ページ、2款5項2目、統計調査費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

32ページ、3款1項1目、2目、5目、社会福祉費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

33ページ、3款2項1目、2目、3目、児童福祉費。ありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これもちょっと所管ですけれども、おおよそだけ。19節の負担金補助金の特別支援保育事業補助金ですね。障害児保育認可と認可外で2名分とありますけれども。これは障害児を受け入れていただいている保育園が現在あるということですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今、議員の御指摘のとおり、この補助金は施設に対する補助金でございます。今回うちのほうで行います特別支援保育事業といいますのは、認可保育所、それと無認可保育施設が障害児を受け入れた場合に対して補助を行うものでございます。基本としまして、町内在住の方が町内の施設に入所された場合に払うということとしております。現在、基山保育園のほうには3名障害児の方がいらっしゃいます。たんぼぼ保育園のほうにはいらっしゃいません。無認可の施設には1名ずついらっしゃいますけれども、障害の方が入所していらっしゃるということで、実質的には今回の助成の対象とはなっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。ほかにありませんか。33ページ。

34ページいきます。4款1項1目、2目、3目、4目、保健衛生費。大山議員。

○8番（大山勝代君）

役務費の予防接種審査支払手数料に関して質問しますが。生ワクチンから不活化ワクチンに変更になったところでの対応の仕方だろうと思いますが、質問です。今まで、生ワクチンの場

合は集団でしたけども、個別接種になったわけですね。それ一つ。

それから、対象の親子に対しての広報、それから通知、どういう形でされているか教えてください。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

まず集団、今までは先生たちに年に2回来ていただきまして、うちの保健センターのほうで集団接種ということで、この経口摂取ということで口のほうからワクチンを接種をいたしておりました。これは2回すればよかったですけれど、ことしの9月1日から不活化ワクチンになりましたので、経口の接種じゃなくて注射のほうでワクチンを接種するということになりまして、回数は4回になりました。その関係で、個別接種になりましたのでそれぞれ病院に行ってワクチンをしていただくということになりましたので、その分の国保連合会への手数料ということで計上をさせていただいております。

あと広報は、ちょっと何月何日ごろかちょっとはつきりしませんけれど、周知をいたしております。ホームページにもアップをしてから載せております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

対象の子供を持つ親と話をしました。そしたらですね、困ったというのが。「どんな」と言ったら「困った」って。一つ、不安は病気を持った子供が一般病院に行きますよね。それに予防接種の子も行くわけですね。それは、時間は予防接種の時間これだけというのは決められているからいいのだけれども、今この不活化がとっても待ち望まれておって、生ワクを受けないで待つと子供もいっぱいおって、たくさん行かれるって。だから例えば1時間のこの時間内にあばききらんといいですか、それができなくてずれてしまったら一般病児と一緒に診察になって、うつるところも出てくる。それがとっても不安だというのがありました。

それともう一つの、広報で見過ごすということがあったときには、もうそのままでしょうか。

○議長（後藤信八君）



眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

病院で待ち時間が多くなるとかですね、そういう部分はちょっと医師会とのほうはそういう話はしていませんけれども、あとは電話で受け付けて一応行ってくださいというような保護者の方をお願いをしておりますので、できるだけその時間があいた日に設定を病院のほうではなされるのではなかろうかというふうに思っております。

もう1点、漏れた方につきましては、うちのほうで積極的に監視をしていきたいというふうに思っております。いろんな、現在生ワクを1回打たれた方とか、生ワクを打たれてない方とか、いろんなケースが発生しますので、その都度監視をしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

今のその漏れた方の事後の対応といいますか、それはわかりましたけれども。広報とかホームページだけではなくて、ハガキで個別に来ているところもありますよね。よそだと思えますが。そこも検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんね。35ページ、4款2項2目、3目、清掃費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

36ページ、6款1項1目、2目、3目、5目、農業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

37ページ、6款2項2目、林業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

38ページ、7款1項1目、2目、商工費。ありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

町商工会補助金というのは、今年度は950万円でしたかね、出されているのですが。さらにこの補助金のあり方ですね。これについて今回、全国大会に出られるということで、決して悪いことではないのですけれども。要するにその補助金の運用の仕方、枠の考え方。それで補助金をよく補助金規定かななんか見ると町長が定めると書いてあるのだけれど、その定める事項は書いていないですよ。要するに非常に、ルールに従って公正公平にやるのが行政だと、全てですね。そのために規則があり、法があり、細則があり、全部決まっているのですけれども。基山町は町長が定めるとか、あるいは別に定めるとか、それでその定めがないのが目立つのです。非常に恣意的に使われているのではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

補助金のところの使い道というのは特にうちのほうで細かいことを実を言うと定めておりませんけれども、決算報告ですか報告書を見ておきますと、いろんなそういう商工会の事業に使われているようですので基本的にはきちっと使われているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

きちんと使われているか使われていないかじゃないのですよ。その恣意的に枠をきて補助金を出していくってことに問題があるのではないかと。要するにそのルールをしっかり定めないでね、やっているところに問題があるのではないかとっているのです。どの補助金だったら出すよ、どれが出さないのかですね。要するに課長の権限で勝手にというところがあるのではないかと。課長とは申しませんが。そういうふうに、そこはここがこういうちゃんとルールが決まっていけない。人を見て、例えば「片山が来た、あいつ嫌だから渡さないよ。品川が来た、彼はいい人だから渡すよ」とかね。そういうことがあるのではないかと、こういうことなのです。ルール決めないと。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

町長が別に定めるところがありますからですね、そういう細かいことは確かに定めておりませんが。そういうふうに恣意的に支出するということは、ちょっと基本的に考えておりませんし。その際には議会の皆さんの十分な審議をしていただいているものと認識しております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

もう最後です。要するにさっき言ったように、その事業に対する必要性、目的がきちっと提案理由で出てこないからわからないと言っているのです。それを審議しなきゃいけないんじゃないかと私は言っているわけですよ。議会で決めるってその逃げるようなこと。その前に、ルールをちゃんと決めて議会で認めておけば、ルールに従ってやればいい話なのですね。まあ、もうディベートはやめましょう。はい、いいです。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次行きます。39ページ、8款2項1目、2目、道路橋梁費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

40ページ、8款3項1目、3目、都市計画費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

41ページ、8款4項1目、下水道整備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

42ページ、8款5項1目、住宅費。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

19節負担金補助金及び交付金に住宅リフォームについてお尋ねします。

これは、今まで住宅リフォーム受付の場合は、おそらく代役というか工務店の方でも受付ができたと思うのですけれども。これはおそらく今まで先着順だったと思うのですね。私以前ですね、随分朝早くに何でこんなに人が並んでいらっしゃるのかなとってお聞きしたところ、この住宅リフォームの受付だったと。しかもその1件の工務店さんで受付がもう10何件あって、随分その時間をとられて、それで次に行ったときにはもうおそらく1週間ぐらいでなくなっていますから、やっぱりあつという間になくなったと。それで今回も79件ってすごく多い数字ではありますけれども、今回もその先着順でやられる予定なのか。または前回のいろんな意見も踏まえて、例えば公平公正を期するために抽選で行うのか。このあたりの説明をお願いします。

**○議長（後藤信八君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

今回、79件を予定といたしておりますけれども。県のほうからの何て言いますか、通達では言われませんが、一時期に全部取れんさせるのではなくて、12月までの長い期間で受け付けをなささいというような通達といたしますか、通知文がまいておりますので、一応考えておりますのはこの予算書が通りましたならば、まずは50件は先着順にしたいなというふうにも言っております。あとは残り予算がありますので、その分を11月の終わり時分にまた再募集をかけまして、そのときに応募者が多数であればそのときには抽選というふうにして、前回のようにならなくていいように配慮をしていきたいというふうに思っております。

**○議長（後藤信八君）**

よろしいですか。松石議員。

**○12番（松石信男君）**

今回2,000万円追加をされたのでよかったと思いますが。私町長に再三、基山町でも県からくるその予算、補助金に上乗せして5万円しているわけですが。その辺の検討、上乗せといいますかね、そこんにき検討したらどうかということで再三申し上げてきたのですが、まあ検討するというような形だけで終わっているのですけれども。全く今回においても、その辺の基山町独自の上乗せ分とか、それから50万円以上の修理費に出るのですけれど

もその辺の30万円以上とかですね、その辺についてもどうも出ていない、そういうふうになっていないように思うのですが。基山町の独自の部分についてですね、検討されたのかどうか。県の言うとおりでございますということなのかですね。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員がおっしゃっておりますのは、上乘せの5万円以外のことですか。（「50万円以上の修理に対してなっとるでしょう。それを検討してくれち」と呼ぶ者あり）基山町につきましてはですね、5万円の上乗せは今も実施をいたしております。最高5万円の上乗せは実施いたしております。

それから50万円につきましては、一応国の緊急リフォーム、この事業はですね対象が50万円以上というふうになっておりますので、それ以下ということは今のところは考えておりません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私再三、3月議会でも言ってきたし、6月議会でもですね。県に基金の積み立てをもうちょっとふやしてくれと要請を、そういうことでまあ基山町としてもそれはもう当然言うということで。それにはそうされたと思うのですけれども。基山町独自でも、その50万円以上のリフォームというのが補助の対象になっているので、それを30万円に下げたり。この5万円の補助金も上げると、こういうふうなところも検討していくんじゃないかということで再三申し上げて、どうも今の町長が首を傾げられているのもう忘れられているかなという感じは、そのときは検討するとかいうことで、検討するってしないことなのかかなと思いますが。どうも全然、いやもうそういうことは全くしないと。今の担当課長であれば、全くそういうことは検討しません、基山町はする必要はないという判断ということになっているようですが。町長、その辺が一顧だにできなかったわけですか。何回か言ってきているのですけれどもね。県にはもちろん当然言ってもらったと思うのですが。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

検討するというようなことを申し上げたのかどうか、それは確かに50万円の5万円というようなことは県のあれがはっきり出て、町もそれに呼応してそれにやったということでございまして。それ以上のことは現在というかこれまで考えはしなかったということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員が先かな。

○6番（重松一徳君）

今回は特別な予算というふうに思っていたわけですがけれども、6月議会で補正審議をする中で、3月に審議しました24年度の予算は骨格予算だったんだということで、6月議会で補正の中で町長の具体的な施策は何も入っていないということで、実は発言したことがあるのですけれども。今度の9月議会もそうなのですね。見ると、なかなかこの中に町長のやっぱり施策としての具体的な中身がなかなか入っていないという気がどうもするのですね。この住宅費についてもそうなのですから。議会のほうでそれは私も木村議員も発言、ほかの議員も発言しましたけれども。やっぱり太陽光発電に対する補助、これなんかもやっぱり具体的にすべきなんだと。県はしていますし、10市10町の中で、前回のときに資料を出されていましたが、半分以上でしたか、されているのですね。そうすると、今度の住宅リフォームなんかは、これは県の支出金、県のほうの発案でもあったのですね。それを基山町も町独自で上乘せしてというのがあったのですけれども。基山町でやっぱり独自の、こういう太陽光発電とかいろんな部分に加えて何か計画はされましたか。全くもう、いやもうそういう計画もしなかったということでしょうか。ちょっとこの点確認させてください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

太陽光発電、これにつきましては、やってあるところもありますし、検討というかそれじゃあ金額的にどうのこうのと、そういうことはいたしておりませんが、果たしてそれがやるべきかどうかというような話はいたしております。何でもやればいいでしょうけれども、むしろそれに対する補助というよりも、もっとほかというか福祉とか何とか、そういうこと、医療費の補助とかそういうことのほうにむしろ力を入れていこうというような、

私はそういう考えでございましたので、太陽光発電は見送ったということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

なぜここをしつこく聞いていたのかというと、住宅リフォームについてはですよ、県のこういう補助と基山町独自の補助を上乗せしてされましたよね。これは基山町の独自の補助なんだという発想。しかし、もともとは県のこの事業に対して基山町が置いたという形なのですね。だから言うように、基山町独自として議会の中でも一般質問等で出ましたし、回答として今後検討していきたいという回答なんかもされてきましたよね。だから、どこかの段階でじゃあ検討もされているのでしょうかと。でも今の回答だったら、していませんよというふうな回答になればですよ、やっぱり基山町の町長が3期目今もう入って進めている中で、基山町の独自のこの財政です、業務を含めて、どのような判断を持たれているのかと。じゃあ何をするのですかと、この4期目の。9月議会で補正で組まなかったら、もう12月議会ではもうほとんど間に合いませんね。そうすると、4期目最初の1年間は独自のには何もしなかったということで終わらないかなと。だから、何か町として具体的な施策を議会からいろんな形で質問しました取り組みがなぜ入っていないのかというふうに思いますけれども。この辺はどうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

独自の施策ということ何もやっていないというような御指摘でございますけれども、結果そういうことかもわかりません。しかし、財政面あるいは本当に福祉とか何とかというような、むしろ私はそっちのほうに非常に何とかしなきゃいかんというような、例えばいろいろ補助とか何とかというようなそういうことで、よそよりもというような使い方をというようなことで今後も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

11の需用費の修繕費の補正で35万7,000円。これはどういう類いの修繕、町営住宅の修繕

費ということでしょうか。ちょっとその確認です。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この補正額の35万7,000円の修繕料につきましては、本桜団地のRC2棟目の水道メーターの取りかえの25カ所分でございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

予算ではたしか修繕費で840万円ぐらいだったかな、たしか組んでいたと思うのですが。そのときにはこれは入っていなかったから今回補正で上げたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それでは、これは見通しの問題なのであれなのですけれど。僕が危惧しているのは、修繕費あれだけいろいろ古くなっている建物で840万円の予算で、ことしは済みそうなのかどうなのか今のところ見込みはどうなのかというところはちょっと気になっているのですけれど。わかる範囲で御回答願えないでしょうか。実績が大体幾らぐらいだから、まあことしは何とかしのげるよとかですね、その辺の何かそういう見通しは持っておられるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

修繕料につきましては、園部団地そういったところは非常に古くなっておりますので、金額がかさみます。かさみますけれども、余りにも高額な修繕料が出るところにつきましては、



しばらく入居を差し控えようというふうなことで修繕料を抑えていきたいというふうに思っておりますので、今の見通しで足りるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

43ページ行きます。9款1項2目、消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

44ページ、10款1項2目、教育総務費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

45ページ、10款2項2目、3目、4目、小学校費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

46ページ、10款3項1目、2目、中学校費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

47ページ、10款4項1目、2目、3目、4目、社会教育費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

48ページ、10款5項1目、3目、保健体育費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

49ページ、11款1項1目、農林水産施設災害復旧費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

50ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費。ありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

12節の役務費、土砂等撤去手数料ですね。これ私全く素人なのでわからないのですけれども。例えば、今回農地とかそういうものの復旧には予算がつきますよね。それで一般住宅、例えば床上浸水、床下浸水、その程度はどうあれ。一般住宅については全くこういう公共的予算というのとはつかないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

家屋の床下浸水とかそういったものについて、国庫のほうで補助はないのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

国庫に限らずです。いわゆる災害復旧費としてそういう項目には、一般家屋的なものには全く値する基準等もないということですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ここの項目に上がっておりますのは公共土木ということでございますので、道路河川そういったものでございますので、民間の住宅に関しましては町のほうがそれが災害の対象にはならないのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今のところで、ちょっと資料があるのですが。11節の需用費の修繕料が13カ所ですね。

下のほうが、役務費のほうが11カ所か何かちょっとお聞きしたいのですが。これは何かなと。土砂の撤去ですから、その13カ所の大雨によるその被害が遭ったけれども、そのうちまあ2カ所は土砂は撤去する必要がなかったということなのかどうかですね。全てこれは町費でやるわけですね。それなので、ちょっと説明を詳しくしてください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

11節の需用費につきましてのこの修繕料は、道路、町道ですね。それから水路の修繕料でございます。

それから12節の役務費につきましては、町道のところに土砂が崩落してきたときの、その土砂を撤去する手数料でございます。

○議長（後藤信八君）

再質問してください。立って質問を。

○12番（松石信男君）

済みません。13カ所のうち11カ所は土砂したから、その2カ所はする必要がなかったということなわけですね。なかったということね。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

どうも済みません。11節需用費のは13カ所ですね。それは、修繕ですね。

それから12節の役務費の11カ所は全く別な個所です。ですので、修繕と土砂を取り除く分の箇所、合計で24カ所ということになります。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

51ページ、12款1項1目、2目、公債費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ここで長期債の元金、繰上償還したんだということで1億1,390万円ありますけれども。民間金融機関から二本で金利が高いものにしたということでしたけれども。これももう少し中身を詳しく、一体幾らのこれ元金が幾らだったのかと、二本。一本一本ですね。それに金利が高いと言われていましたけれども、金利が幾らの部分の繰上償還したのか、説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今回、繰上償還を計画をしているものにつきましては、町民会館による事業の起債ですね。平成9年度に起こしたものですけれども、2.7%。23年度末高で1億1,300万円。それと基山小学校建築で単独分で平成19年度債で利率が4.0%。2,433万4,000円です。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは議会のほうからも金利が高いのは繰上償還したほうがいいというのは鳥飼議員を含めて言われていたと思うのですね。私もそれは繰上償還、特にこういうふうに超低金利の時代に4%とか2.7%とか高い値がつけば繰上償還するというのはいいと思うのですけれども。今回の場合、これ先ほどから説明もあったけど、地方交付税が2億7,900万円ですね。こう歳入があったと。そして、私はこの1億1,390万円、この繰上償還使うということはどうも理解できないのですね。あったからじゃないで、もともと私は、例えば当初予算の中に繰上償還部分を入れていくとなればわからないことはないのですよ。ただ、こうしたから補正で歳入があったからそれを使うというふうな発想がですね、どうも私は理解ができないという気がします。じゃあ逆に言えば、ほかにすることがなかったのかと。1億1,000万円ほかに例えば、先ほどちょっと言っていますけれども、何か基山町独自で歳出で使える部分があったのかという気もしないでもないのですよ。この辺は一体どのような考えで今回この補正を組まれたのですか。いや、たまたまこう償還する財源があるから償還しましたという中身ですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

繰上償還につきましては、そもそも起債といいますのが建設事業で借金をしますけれども、その借金について現役の世代で全部負担していただくものと、後年のですね、後の世代で借金返しということで負担していただくという意味合いがございます。起債にはですね。

それで、金利が高いからといって一概に繰上償還をしていけばいいというものでもございません。それはどうしてかという、後の後年度の世代の負担を現年度で、今の世代で全部負担してしまうという意味合いがありますので、繰上償還が全ていいのかというところでもございません。それで今回の場合につきましては、減債基金の積立額がある程度の金額になりましたので、飛び抜けたといいますか利率の高い2.7%、4.0%の二本を今回繰上償還をお願いをさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私の質問の意味が全部伝わっていないかなという気もしないでもなかったのですけれども。減債基金が、例えばある程度あるんだと。これは当初予算でもわかることでしょう。だから私はこういうふうな繰上償還とか、もともとは例えば20年債、30年債で組んで、15年債とかあるかもしれませんけれども、組んでいるけれどもそれを一括で償還するんだという中身でしょう。そうすると、こうしてから財源があったからしましたと、今回たまたま9月議会で補正を見ていたらたまたま財源があったからしましたという発想でいいのかという気がするのですよ。だから私はちょっと町長のほうにお伺いしているのですけれどもね。ほかに使い道があったのではないのですかと。ほかに使い道がなかったから繰上償還に回しましたという発想ですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ほかに全く使い道がないからこちに充てたと、償還に充てたというそういうものじゃございません。やはり繰上償還というのは一つの課題でございますので、それはそれで別に今回それをやったということでございます。

○議長（後藤信八君）

補足ですか。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

繰上償還は結果的には財源があったから繰上償還を行ったという形になってはいますけれ

ども。財政のほうは日ごろから繰上償還についてはいつも考えております。さっき言いました意味合いですね、後年度負担と財政の利息の負担ですね、その兼ね合いをどうかということを考えまして、そのときの資金のぐあいによりまして繰上償還をするかどうかを常に考えています。それで、繰上償還には相手先ですね、金融機関との話が必要ですので、こちらからこれをするとかいうことで予算を一方向的に上げるということも難しいので補正予算で上げるということになっております。

以上です。

**○議長（後藤信八君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

今の関連なのですけれども。重松議員がおっしゃるように、繰上償還それはすべきだと思います、できるときはですね。それで後年度、後の方に若い方に負担をかけるというのもそう思います。ところが、一方の考えによっては一番基山町で問題なのは町債がふえて財政が非常に厳しい、もう首が回らないどうしようもないという状況でないと思うのですよね。繰上償還のために必ずこの1億何千万使わなければならない状況ではないと思うのですよね。それでも喫緊の課題というのはやっぱり人口減少というのが、これは議会でも町長懇談会の中でも非常に出てくる声だと思うのですよね。ほかに政策はなかったのかという話が一番大きい問題だと私は思うのですけれどもね。重松議員おっしゃるように、4月のは骨格ですよと言われた。それで6月補正を見ても何もないじゃないですか、こういった事業もしたらどうですかという話もありますし、太陽光もありました住宅の補助もどうでしょうかというふうに議会でもっていろんな提案をしていますよね。そういったときに必ず町民の方とか我々についても、なかなか厳しいですからという話で町長は必ず言われるのですけれども。町民の方が見られてですよ、いや1億あるじゃないかって、これで一番今我々が課題としている人口減少で何で使わないんだと。そんなに繰上償還してまで返さなければいけないほど財政は本当に厳しいのかということではないと思うのですよね。今言われたように、目指していくのですね、繰上償還って目指さなきゃいけないのですけれども、それ以前にすることがあるんじゃないかと私は思うのですけれども。町長はその辺はどうお考えでしょうか。

**○議長（後藤信八君）**

小森町長。

○町長（小森純一君）

おっしゃいますように、本当に人口減少というのはやっぱり今一番の課題だと私も認識をしております。そのために本当に何をやったらいいのかと。一つには太陽光というようなこともあるかも知れませんが、あえてそういうことじゃなくて、やはりいわゆる人口減を食い止めるその施策というのは必要だというふうに私も思います。それから繰上償還が全てとも申しませんし、しかしやっぱり財政の運営を考えていく上ではこれも一つやっぱり常に頭に入れていかなきゃいかん、有効な活用を図っていかなきゃいかんということだというふうに思っておりますので、これがあるから繰上償還と先ほども言いましたように、そういうものではないというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

関連です。この問題、今議論があつてましてですね、基本的にそういう町長に対して質問が出ることは私はおかしいと思うのですよ。おかしいということはないですけどもね。結局繰上償還を恣意的にやっているんじゃないかというふうな議員の皆さん方があるわけですよ、地方交付税がふえたからでなくて。そもそも監査委員が言われましたように、この問題については償還計画といった年次計画を立てて剰余金の2分の1を減債積立金に詰めて計画的に償還をしていきなさいというふうなのはこの原点だと思いますよ。だから説明、そういう話は全然課長からなかったけどですよ、だからこれ大きな問題で、その結局町長が何もしないから余っているから繰上償還して、そういうふうに誤解されるような私答弁に聞こえたのですよ。これ私計画的にですね、しないとことしから基山町学校が10億の償還が始まるのですよ。だからその辺の説明が全くなくて、よく今の状態では一応今元金の15、16%利息払っているのですよ。ことしだけで平成23年1億3,000万円の利息だけで払っているのですよ。元金が6億5,000万円。だから、この年次計画を立てて将来ことしから基山小学校の10億円の起債償還が始まると、1億近い利息が出てくるかわかりませんよ。1%としてですよ。こういう問題があるから年次的に今までの分で金利が高い4%もするような金利を払っているのは今回繰上償還で、私はその点では非常に喜ばしいことですけど、財政課長その辺のこと余りPRされませんが、ここで言う今言われた二つの1億1,300万と2,400万、2.76%と4%あるから、私はこのほかにも庁舎、町民会館、基山小学校、これ見ていると相

当な高い金利を払っている。2.5%からまだ1億1,000万あるのが2.7%ある佐賀銀行からの分がですね。こういう分を、財務省とか繰上償還できないものあるでしょうけれども、こういうものを「来年度にはこれとこれをします、それで減債積立金を利用してこれをやります、そうすると金利がこれだけ負担が下がります」というふうな説明責任を、償還表を明確に出してですよ。12月なら12月までに償還計画を作成して議会にも資料を出せば、そういう質問が出ないと思うのですよ。私はこれ非常に、私も前から繰上償還はすべきと言ったけれど、一番高いので7%ぐらいのやつがあるのですね、これは結局繰上償還できない分だと思いますけれど。こういうほかの2.7%とかまだ10何項目、相当ありますけれどこれの償還表はいつまで、償還計画表いつまでですというふうな計画はありますか。償還計画。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

非常にありがたい答弁をいただきましたけれども。償還年次表自体はありますけれども、繰上償還をいつするというような計画はございません。先ほど申しましたように、後年度負担という大前提もございますのでその辺と利率ですね、今年度につきましても繰上償還をすることによりまして利息が180何万円節約できたことになっておりますけれども、後の繰上償還につきましてもその辺の兼ね合いについて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私はすぐしますと、出てくると思っていたのですけれどね。監査報告からも出ているのですよ、監査委員さんからも、指摘事項とか。そんなに難しいことないと思うのですよ。これはあと民間金融機関から幾つですか、ここに。農協、庁舎農協8,600万円、町民会館1億1,000万円、2.7%ですよ。こういうのがあるから、これ列記してですよ、それでこういう計画で基山町は苦しいですから金融機関さん繰上償還させてくださいと、これについては毎年これだけ毎月1億ぐらいの減債基金を積み立てておりますので、そのぐらいを年次的に繰上償還をするという。そういう償還表もできないのですか。

○議長（後藤信八君）



城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

御存じのように起債には交付税措置が入っている起債もございますので、その辺との兼ね合いもございますので一概に率だけで計画をしていくということにはできないと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

償還計画はできないのかということです。

○財政課長（城本好昭君）

何年に幾らというのはもちろんありますけれど、何年に幾ら払うという償還計画はありません。

○議長（後藤信八君）

繰上償還計画。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほどから何度も答弁を申し上げますように、全て返せばいいというものでもございませんので、後年の負担がありますので。例えば学校にしても、30年のもう少ししたら30年使う人で借金返しをしていただくというのが基本ですので、それを全部繰上償還をするのがいいかということもありますからですね。

以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

私が何回も言いよりますでしょう。基山町の平成23年度の監査報告は出ているのでしょうか。担当課長は繰上計画償還書をつくる気がありませんと言われる。監査委員さんとしては、そんなに難しいことですか町長。指示はされないですか。いつまでつくと。償還計画今後の、起債の償還計画いつまでつくと。そういうのも指示できないですか。監査委員さんから言われていても、監査報告は無視されるのですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに繰上償還ということは大事な部分だと思いますし、それは計画も必要かと。しかし課長言っておりますように、繰上償還というのもいろいろ絡みもありますのは御存じだと思いますけれども。そういうことで、そういうことをいろいろ勘案したところでの計画、一応の計画表といたしますか、それはもちろんできることだというふうに思いますのでつくっていかなくはいかんということは思います。（「すぐできますか」の声あり）本当にそれをどの程度実行できるのかどうかということは別にしても、本当に計画表をつくろうと思えばそれはできんことはないというふうには私も思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次いきます。52ページ、13款2項1目、諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

53ページ、14款1項1目、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第30号議案に対する質疑を終わります。

ここで2時30分まで休憩します。

～午後2時20分 休憩～

～午後2時29分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

#### 日程第8 第31号議案

○議長（後藤信八君）

日程第8. 第31号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の14ページをお開きください。

国保の歳入歳出総括表。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

それでは、事項別に行きます。

国民健康保険特別会計の事項別明細、3ページ、歳入、1款1項1目、2目、国民健康保険税。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、3款1項1目、国庫負担金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、3款2項1目、国庫補助金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、4款1項1目、療養給付費交付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7ページ、5款1項1目、前期高齢者交付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、6款2項1目、県補助金。ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

財政調整交付金が県から入っている動きですけれども、約2,300万円。この一種交付金と二種交付金それぞれ説明してください。どういうことに入ったのか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

これにつきましては、定率分と調整分とありまして、一種分は定率分でございます。あとは2節のほうは二種交付金ということになっておりまして、定率分につきましてはいわゆる医療費と高額療養費が歳出でふえた分については、この一種の交付金について増額になっ

ていくということでございます。

それとあと2節の二種交付金につきましては、今広域化支援方針等と言われております収納率関係のインセンティブ関係が、収納率がよかったところの市町に対してはその分に応じた報奨金といいますか決められた額をインセンティブとしてやっていくということございまして、基山町が今うちが5,000人未満、被保険者の数がですね、それで92.5%というふうに定められておりますので、23年度につきましては95.2%ぐらいありましたので、その上回った分についてはインセンティブでもらえるということで今回2節のほうには573万5,000円の追加をお願いをいたしております。

以上でございます。

**○議長（後藤信八君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

それとその医療費適正化事業、つまり収納率が基山町はいわゆる広域化支援事業で92.5%と。それを上回った分について上回った分、0.5%上回ったら幾ら、1%上回ったら幾ら、2%上回ったら幾らというので加算されるわけですね。そういうふうに調整金はくることになって、その23年度実績に95.2%ぐらいと。それに対するこの県のいわゆる交付金というふうに見ていいわけですか。ここ医療費適正化事業というのは、いわゆるいろんな医療はたくさん使っている自治体についてはね、なぜ医療費はそんなにたくさんかかるのかということで原因調べて、それで対策をとるとのことだと私は思っているのですが。これは収納率、あくまで。これは収納率。単純に言えば、国保税をたくさん集めたというか納めるために頑張ったところについてはたくさんやりますよと、交付金をね、県の交付金を。こういうことなのですか、この適正化事業。

**○議長（後藤信八君）**

眞島健康福祉課長。

**○健康福祉課長（眞島敏明君）**

ここに保険事業を展開していますので保健センターのほうで。健康増進事業とかそういうのをしていますので、その分についてもこの医療費適正化事業の中で含まれていますけれど、ほぼ今年度の予算につきましては、ほぼインセンティブのお金ということでございます。

**○議長（後藤信八君）**

松石議員。

○12番（松石信男君）

この医療費適正化事業はそれに対する報奨というか、報奨もあるわけでしょうこれ。あくまで収納率。もう一回済みません。今回は収納率だけということなのか。いわゆる適正化事業やっておられると思うのですよ。それに対しても交付金が出るわけですよ。基山の場合150万を基準にして。ちょっとそれもう一回済みません。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ちょっと説明が悪かったと思いますけれど。保険事業につきましても、この二種交付金いただいておりますので、国保関係の集団健診とか指定分についてはこの二種交付金のほうでいただいております。それと今回の573万5,000円追加補正でお願いをいたしております分につきましては、収納率の分のインセンティブの分でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9ページ行きます。9款1項1目、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、9款2項1目、基金繰越金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、10款1項2目、繰越金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、11款4項1目、2目、3目、雑入。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出行きます。13ページ、1款1項2目、3目、総務管理費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後藤信八君）**

14ページ、1款2項1目、町税費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後藤信八君）**

15ページ、2款1項1目、2目、3目、療養諸費。ありませんか。重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

厚生産業の所管ですけれども。ちょっと事務的なところを1点聞きます。

15ページ、そして16ページにもわたるわけですが、一般被保険者の療養給付金、23年度実績と比べて3カ月間の、今年度3カ月間の実績見ると約5%増額しているんだということで、これ今後5%増額分の補正を組まれているというふうに思いますし。退職被保険者については、23年度の15%増額と。私はなぜこんなに上がるのかなとやっぱり素人ながら思うのですね。今なかなか社会的に生活するもそんなに楽ではないと。しかしやっぱり病気にかかる場合、医療当然、医療機関にはかかると。もういろんな問題があるかと思うのですけれども。どうしてこんなに、5%とか15%とか、実績としてこれ結局療養費がふえているのか。この原因は一体何ですか。

**○議長（後藤信八君）**

眞島健康福祉課長。

**○健康福祉課長（眞島敏明君）**

大変難しい質問でございますが、今年度のこの補正予算を組むときの診療月が3月、4月、5月の診療分の実績しかございませんでしたので、そのときは23年度の3%増しで推移をいたしておりました。補正の段階で3%ぎりぎりではいけないということで、一応5%で今回補正をさせていただきました。23年度の5%増しで3月までの支払い分を計算いたしまして、今回3,600万円ほど補正をお願いしておりますけれども。また退職につきましては、3カ月分を推移のパーセンテージ見てみますと、12%上回っていたということで15%の増で今からの医療費分を計算いたしまして570万円程度の補正をお願いしておりますけれど。それから今回の9月議会に至るまでの間に2カ月分の実績分が出てまいりましたので、それを5カ月分で見ると23年度を現在下回っているということになっております、現在ですね。今

のまま推移していけば、まあ希望的観測かも知れませんが23年度並みか、23年度よりも少ないくらいで推移していくのではなからうかというふうにわかっております。また何か出るかわかりませんが、一応そういうふうに今のところ思っております。

何でその医療費がこんなに上がるかという話なのですが、前回、前々回から何回も言っていますとおりですね、高額医療費の方がレセプトの1件当たりの100万円以上の方が倍にふえているということで、件数的に約120件ぐらいにふえていると。前年度は60件程度でしたけれども、100万円以上のレセプトの方が一応倍増しているということで、その中身を見てもみると、がん疾患ですね、がんが一番多いということと、あと脳疾患、心疾患、これも毎回申し上げておりますけれど、それと人工透析関係です。それが大勢を占めているということになっておまして、何でがんがふえたかと聞かれますとちょっとなかなか私も答えきれませんので、その値でふえているということでございます。

**○議長（後藤信八君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

そういうふうな状況の中で、今回地域福祉計画の策定されていますね。その中にもいろいろな目標値、例えば特定健診を何パーセント受けるような努力をすとかですね。いろいろな書いていますね。そうすると、単純に考えてこの年齢が基山町の人口年齢がやっぱり上がってきているのが原因かなというふうにも思ったりするのですね。退職者被保険者、当然60歳過ぎて会社なんかを退職されて、今までは会社の健康保険に入っていたのが今度は国民健康保険になると。そういうのから含めて、基山町のこの人口停滞、これなんかはやっぱり今ずっと上がっている原因の中にありますか。

**○議長（後藤信八君）**

眞島健康福祉課長。

**○健康福祉課長（眞島敏明君）**

それも若干影響があると思っております。団塊の世代の方がもう退職医療のほうから一般のほうに入ってくるようになる年でございますけど、意外と退職のほうから一般のほうに流れてこなかったという現実がございますですね。これは想定でございますけれども、65歳になっても働いている方が結構今いらっしゃるのではなからうかということで、社会保険になられているということで団塊の世代の方がそのまま国保の一般被保険者のほうになだれ

込んでこなかったというのが一つ原因じゃなかろうかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと今のところで私も、そういう予算の組み方をするのかなということでもちょっとお聞きしておったのですが。ちょっともう一回確認ですが、ことしの5カ月分の実績は23年度実績よりかは下回ったというわけでしょう。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

7月診療分を今月に支払いをしますけれど、7月診療分まで実績が上がってきましたので、5カ月分を見ても23年度よりも若干下回っているということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで今までずっと説明聞いていたら、前の月の3カ月分がこういう実績だったと。だから今後はこういうことが予想されるからということで予算を組まれていたというふうに私ちょっと把握しているのですけれども。その23年度よりか実際は実績が下回るとつとに、実際は23年度実績よりか5%、15%増で予算を組みましたというのが、ちょっとね。さっきちょっと説明されたけれども、何かこう合点がいかないというか。7月分までの、その前月かな、その実績の今後見込んでもよかでしょうというふうに思うのですけれど。ちょっとその辺の考え方が。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

補正予算をつくる時期がですね、2カ月分の実績は出ていなかったということで、3月、4月、5月分の実績分で補正を組んだということでもございまして、そのときには23年度を3%ほど一般被保険者で上回っておりましたので、払い切らばいということになったら困りますので、一応5%増しで組ませていただいたということでもございます。その後6月分



診療、7月診療分が出てまいりましたので、それはたまたまか、まあいい方向と私思っていますけれど、23年度を下回って出てきたということで、今ですね、今比較してみますと23年度よりも若干下がった状態になっているということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

23年度をやっぱり若干下回ったけれども、今後のことを考えれば23年度の決算を見たところこのくらいいるごたると。それで23年度決算に5%とか15%上乘せして算出決めましたということなのですかね。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

何回も言いますが、支払時期に財源がなかったら困りますので、それで支払いは翌々月になります、診療月の。私が言っています7月診療分というのは、今月9月にですね、翌々月払いですので今月に払いますので、7月分をわかっていてこの補正に反映していないということではございません。この補正を組むときには5月診療分しかわかっていなかったもので、その分のタイムラグといいますかそういうのがありまして、そういう関係で、それで今現在を見てみると23年度よりも若干下がってきたということになっていますので、私はいい方向になっていっているというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。次いきます。

16ページ、2款2項1目、2目、3目、高額療養費。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

17ページ、2款3項1目、移送費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

18ページ、3款1項1目、後期高齢者支援金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

19ページ、4款1項1目、前期高齢者納付金等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20ページ、5款1項2目、老人保健拠出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページ、6款1項1目、介護納付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

22ページ、8款2項1目、保健事業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、9款1項1目、基金積立金。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

医療費の動向で先ほど課長のほうが発言ありまして、国保税を本当ならばことしぐらいに見直さなきゃいかんというふうなことですけれど。おかげさんで財政調整基金も補正されて9,400万円の基金ということで、基金はもうなくなりますよとですね。国保税を上げんばいかんというふうな危機的な状況から9,400万円の基金を積み立てて、非常に国保解決したいことですが。まあ来年の3月今年度予算、どういうことがあるかわかりませんが、医療費関係はですね。それでその見通しというのはわかりませんが、ひょっとしたらさっきの5%、10%伸びをある程度下がってくるというふうな状況からくると、今年度いっぱいとしての国保財政というのは財源的に心配ないと。あわよくば来年度決算でまた5,000万円なると基金積立ができるんじゃないかと、楽観的な言い方をするとですね。これはインフルエンザとかいろんな病気があると思いますけれど。これは非常に今のところいいことでも国保税は松石議員がいつも言われているように、これが上限ですよというふうな状況で現実国保世帯の税負担率というのは非常に厳しいものがあって私たちにもよく聞こえるのですね。基山町の国保は何でこんなに高いのか、基山町だけでもどこでもやっぱり少子高齢化の一因だと思えますけれど。担当課長は努力してがんにならないようにって言ったってこれは難しい

ことでありますけれど、この財政基金6,400、9,400になって、あわよくば今年度予算も基金繰入ということになると、基金があるからもう税の応能益割合の検討なり、今後の国保税の公平な課税なり、そういう面については現時点では課長はどういうふうな考えをお持ちですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今までの24年度の5カ月分の実績を見てみますと、若干23年度を下回っておりますので、このまま推移してくれれば今、鳥飼議員が言われましたようにもしかしたら来年度も積み立てが可能になるということがあるかも知れません。それも一つに、もう医療費の動向にかかっておりまして、国の制度はもう変わりませんのであとはもう医療費だけと、変動するのはですね、それにかかっておりますので今のところ25年度については国保税の検討はしないというふうにしておりまして、再来年度につきましては25年度に準備をいたしまして、それで26年度に準備をしておくということは現在思っております。それも何回も言いますけれど、医療費関係で23年度並みで終わってくれれば、今私は今回補正で23%の5%増しと、23年度の、それで予算措置をいたしておりますので、23年度並みで終わってくれればその5%がまた積み立てられていくというふうになりますので。十分その辺は制度的には変わりませんので、しっかり毎月毎月の医療費実績を見ながらまたいろんな検討をしていきたいというふうに思っております。昨年の実績を見てみますと、11月分、12月分、まあ10、11、12ですね、の診療実績がほぼ1億円、3カ月見てみますとですね、かかっていますので、7月の診療分が8,700万円でした。それでいくと、この1億円を超すということになればすぐ何千万かはまた飛んでいくということになりますので、その辺はしっかり医療実績を見ながらまた検討していきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

24ページ、11款1項1目、2目、償還金還付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

25ページ、11款3項2目、繰出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

26ページ、12款1項1目、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第31号議案に対する質疑を終わります。

#### 日程第9 第32号議案

○議長（後藤信八君）

日程第9. 第32号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の17ページ、18ページ、歳入歳出総括ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別に入ります。

後期高齢者医療の事項別3ページ。歳入、1款1項1目、2目、後期高齢者医療保険料。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、5款1項1目、繰越金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、5ページ、2款1項1目、後期高齢者医療連合納付金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、4款2項1目、繰出金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で第32号議案に対する質疑を終わります。

引き続き行きます。

#### 日程第10 第33号議案

##### ○議長（後藤信八君）

日程第10. 第33号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案書の20ページをお開きください。下水道会計歳入歳出予算表。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

下水道会計の事項別明細に入ります。

3ページ、歳入繰入金、6款1項1目、基金繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

4ページ、6款2項1目、2目、他会計繰入金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

5ページ、7款1項1目、繰越金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

6ページ、歳出、2款1項1目、公共下水道事業費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

7ページ、3款1項2目、公共下水道公債費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

8ページ、5款1項1目、予備費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

ないようですので、以上で第33号議案に対する質疑を終わります。

以上で質疑のすべてを終結します。

#### 日程第11 委員会付託

##### ○議長（後藤信八君）

日程第11. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

##### ○議長（後藤信八君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（後藤信八君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後2時58分 散会～